

**平成21年度
埼玉県発達障害者支援開発事業
報告書**

埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会

あいさつ

埼玉県は、平成19年度から3年間にわたり、発達障害者支援開発事業を展開してまいりました。その中では、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」と社会福祉法人毛呂病院光の家療育センター(旧 光の家)による発達障害者支援モデル事業の実施、ならびに埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会での審議により、大きな成果を上げることができました。平成21年度は最終年度にあたることから、これまでの成果を県内各地に波及させることを目的に、報告書を取りまとめました。

発達障害者支援モデル事業では、発達障害者支援センターによる障害児等療育支援事業実施施設への後方支援について検討を行うとともに、障害児等療育支援事業実施施設による保育所・幼稚園への後方支援の仕組みを構築しました。

それらの取り組みを通じて、圏域により障害児等療育支援事業実施施設の職員の配置状況や社会資源には差があることから、各圏域の実情に応じた支援体制づくりが必要なこと、また、保育所・幼稚園では他機関と連携した支援が必要なケースが多いため、障害児等療育支援事業実施施設が地域の他機関と連携し、多くの機関が保育所・幼稚園を支援する体制が必要なこと等の課題も明らかとなりました。

今後、発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設が連携し、各圏域の実情に応じた形で地域の支援体制づくりを推進することが期待されます。

私見ですが、共生社会づくりは文化創造であると考えています。不況、財政赤字など、福祉・教育は依然として逆風にさらされていますが、安心・安全社会づくりに向けて今、力を割くことが、長期的には社会のコストを大きく下げることにつながります。北欧フィンランドの成功は、それをわかりやすく示しています。

この3年間、発達障害者支援センター「まほろば」と光の家療育センターには、本事業に真摯に取り組んでいただきました。また、企画・推進委員会の委員の皆様には、大変積極的で活発な議論をしていただきました。御協力いただいた関係各位に篤く御礼申し上げます。

本事業を契機として、発達障害者支援が各地域に確かに根付くことを信じております。

平成22年3月

埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 委員長

文教大学人間科学部教授 谷口 清

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 埼玉県発達障害者支援開発事業について..... | 1 |
| I. 目的 | 2 |
| II. 事業内容 | 2 |
| 1. 企画・推進委員会の設置 | |
| 2. 発達障害者支援マネージャーの配置 | |
| 3. 発達障害者支援モデル事業の実施 | |
| III. 埼玉県発達障害者支援モデル事業の経過 | 4 |
| 1. 平成19年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について | |
| 2. 平成20年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について | |
| 第2章 平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について..... | 7 |
| I. 概要 | 8 |
| II. 実施報告（事業実施者：社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター） | 9 |
| 1. 実施内容 | |
| 2. 事例 | |
| 3. 評価・検証 | |
| 4. まとめ | |
| 第3章 埼玉県発達障害者支援モデル事業の成果と今後の展開..... | 31 |
| I. 成果と課題 | 32 |
| 1. 発達障害者支援センターによる、障害児等療育支援事業実施施設への 後方支援について | |
| 2. 障害児等療育支援事業実施施設による、保育所・幼稚園への後方支援 について | |
| II. 今後の展開 | 33 |
| おわりに..... | 34 |
| 資料編..... | 35 |
| ○第1章 埼玉県発達障害者支援開発事業について | |
| 1-1 埼玉県発達障害者支援開発事業実施要綱 | 36 |
| 1-2 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会設置要領 | 39 |

| | | | |
|--------------------------------|----------------------|-----------|-----|
| 1-3 | 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 | 委員名簿 | 4 1 |
| 1-4 | 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 | 開催状況 | 4 4 |
| 1-5 | 障害児等療育支援事業の概要 | | 4 7 |
| ○第2章 平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について | | | |
| 2-1 | 巡回療育相談 | 対象保育所・幼稚園 | 4 9 |
| 2-2 | 環境アセスメントシート | | 5 0 |
| 2-3 | 気になる行動確認リスト | | 5 6 |
| 2-4 | 巡回療育相談用個別支援シート | | 6 0 |
| 2-5 | 発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票 | | 6 1 |
| 2-6 | 巡回療育相談アンケート | | 6 2 |

第 1 章

埼玉県発達障害者支援開発事業について

I. 目的

発達障害者支援開発事業は、発達障害児（者）への有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的として、平成19年度から3年間の予定で実施された厚生労働省の国庫補助事業である。

埼玉県においても、平成19年度から平成21年度まで、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害児（者）について、支援の開発をモデル的に実践し、その分析・検証を行い、発達障害児（者）に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的に実施した（資料1-1「埼玉県発達障害者支援開発事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という）参照）。

II. 事業内容

1. 企画・推進委員会の設置

県内の発達障害児（者）の支援ニーズや体制整備の状況等を把握し、事業の円滑な進行を図るため、医療、保健、福祉及び教育等関係部局、研究者等の発達障害児（者）に関する学識経験者、親の会等の関係者からなる「埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会」（以下「委員会」という）を設置した（資料1-2「埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会設置要領」参照）。

委員会では、発達障害者支援モデル事業の実施計画を策定し、事業の実施者を指定するとともに、実施状況等に関する報告を求め、実施結果の評価、取りまとめを行った。

平成19年度から平成21年度の委員構成を、資料1-3に示す。

また、平成19年度から平成21年度の委員会の開催状況について、資料1-4に示す。

2. 発達障害者支援マネージャーの配置

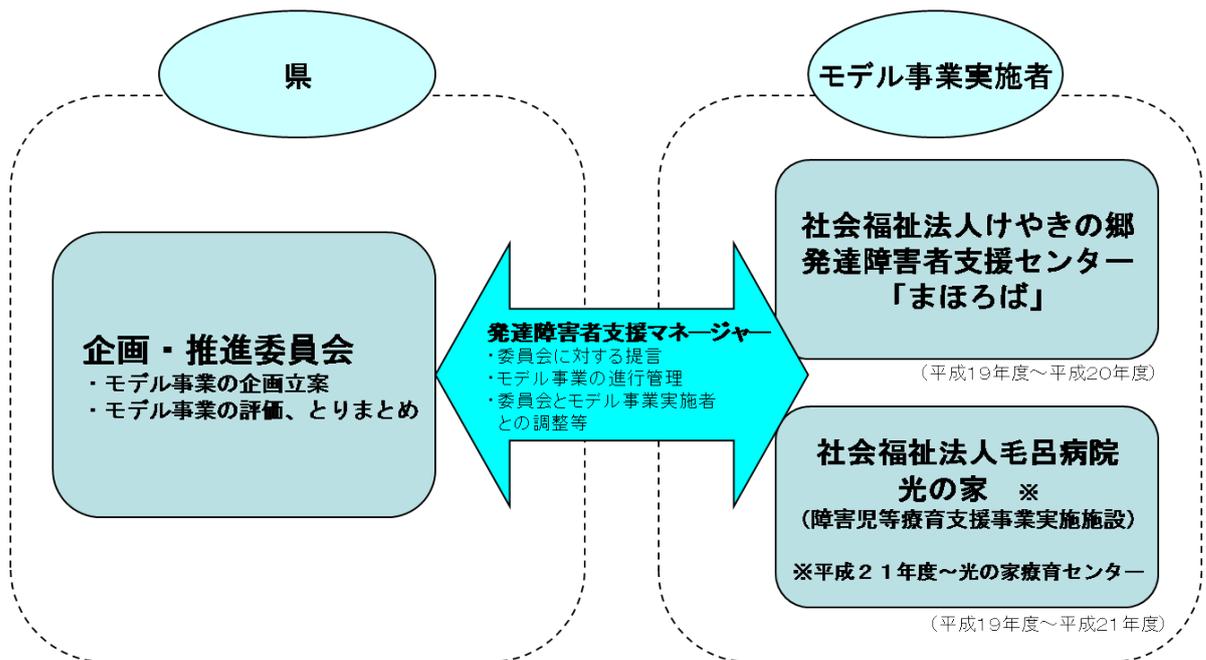
モデル事業の進行管理及び委員会とモデル事業実施者との調整等を行うことを目的として、発達障害者支援マネージャーを配置した。

委員会におけるモデル事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行うとともに、委員会と事業実施者との連絡調整役として指導・助言及び報告等を行った。

3. 発達障害者支援モデル事業の実施

発達障害児（者）の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援手法を開発するため、事業実施要綱に掲げる4つのモデル事業（資料1-1参照）のうち、「(ア) 幼児発達支援手法の開発モデル事業」を実施した。

発達障害者支援開発事業 概念図



Ⅲ. 埼玉県発達障害者支援モデル事業の経過

1. 平成19年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について

(1) 概 要

「初めて地域資源を利用する発達障害児の家族に向けて、支援計画を提供するモデルの開発」を目標とし、事業委託先を社会福祉法人けやきの郷 発達障害者支援センター「まほろば」と社会福祉法人毛呂病院 光の家として、モデル事業を実施した。

ア 社会福祉法人けやきの郷 発達障害者支援センター「まほろば」

(以下、「発達障害者支援センター」という)

各機関の中核として支援をコーディネートするという立場から、ケースへの個別評価を通じて得られた情報をもとに、支援に必要な情報をまとめたサポートブックを作成した。サポートブックをケースの家族とともに作成する過程を通じて、家族の障害受容を促すとともに、ケースの情報を療育機関等の他機関へつなぎ、他機関での支援を円滑にする効果が見られた。

イ 社会福祉法人毛呂病院 光の家 (以下、「光の家」という)

ケースへのアセスメントとして、本人に対する発達検査等の他に、本人を取り巻く環境を評価する「環境アセスメントシート」を開発し、モデルケースに対して実施した。また、「環境アセスメントシート」で得た情報を整理した上で、ケースへの支援内容や目標をまとめる「個別支援計画」を開発し、モデルケースに対して実施した。

「環境アセスメントシート」や「個別支援計画」を活用し、本人を取り巻く環境に対する評価をした上で支援の計画を立てることにより、ケース本人に対するアプローチだけでなく、環境を整備する視点が支援者側に生まれる効果が見られた。

(2) 課 題

発達障害者支援センターや光の家のような専門機関が、地域の機関に対してどのように後方支援をしていくか、その後方支援のあり方とそれぞれの役割の整理が課題として挙げられた。

また、「環境アセスメントシート」や「個別支援計画」を光の家で実際に使用する中で、地域の保育所・幼稚園においても使用できるような汎用性のあるツールとして開発し、地域での支援体制の底上げを図る必要性も指摘された。

2. 平成20年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について

(1) 概要

「乳幼児期の発達障害児支援ネットワークの構築」を目指し、① 発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設の連携体制の構築、② 障害児等療育支援事業実施施設による、保育所・幼稚園に対する後方支援システムの開発、の2点を実施した。

事業委託先を、発達障害者支援センターと、障害児等療育支援事業実施施設である光の家とし、それぞれの役割における支援をモデル的に実践した（障害児等療育支援事業実施施設については、資料1-5参照）。

ア 発達障害者支援センター

「発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設の連携体制の構築」のため、具体的には以下の2点を実施した。

○ 障害児等療育支援事業実施施設における発達障害児支援の実態調査

障害児等療育支援事業実施施設における発達障害児支援の実態を把握するための調査を実施し、ネットワーク構築に向けた課題の整理および分析を行った。

○ 発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設が連携した個別ケース支援の検証

発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設である光の家が連携して個別のケース支援を行い、連携のあり方を検証した。

イ 光の家

「障害児等療育支援事業実施施設による、保育所・幼稚園に対する後方支援システムの開発」のため、具体的には以下の内容を実施した。

○ 地域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みの開発

地域の保育所・幼稚園に対する巡回療育相談の実施を通じて、障害児等療育支援事業実施施設が保育所・幼稚園にどのように関わるかを検証し、保育所・幼稚園での支援体制の底上げを図るための後方支援の仕組みを開発した。

また、保育士・幼稚園教諭の対応能力を高めることを目的に、保育士・幼稚園教諭の悩みやニーズに沿ったツールを開発した。

(2) 課題

圏域ごとのマンパワーや社会資源の差、保育所・幼稚園と他の関係機関との情報の共有、家族支援の必要性などが今後の課題として挙げられた。

ア 圏域ごとのマンパワー、社会資源の差について

圏域により、障害児等療育支援事業実施施設の職員の配置状況（医師の有無等）の差や、社会資源の差（医療機関の有無等）があることから、他の圏域での波及方法について検証していく必要性が指摘された。

イ 保育所・幼稚園と他の関係機関との情報共有について

巡回療育相談では、各市町村の保健センターが実施している発育発達相談と保育所・幼稚園との連携が重要であることがわかったが、情報共有がうまくいかず、支援が進まない例が多く見受けられた。

保健センターと保育所・幼稚園の連絡票を導入するなど、情報の共有を図っていく必要性が指摘された。

ウ 家族支援の必要性について

各障害児等療育支援事業実施施設に対する調査および保育所・幼稚園への巡回療育相談いずれにおいても、家族への心理的サポートが必要なケースが挙げられたり、保育士や幼稚園教諭が子どもに対して問題を感じるにもかかわらず、親が問題意識を感じていない場合があったりするなど、家族支援の必要性がより明確となった。

第2章

平成21年度

埼玉県発達障害者支援モデル事業について

I. 概要

平成21年度の発達障害者支援モデル事業は、「圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みの構築」を目標とし、障害児等療育支援事業実施施設が、巡回療育相談の実施を通じ、保育所・幼稚園への後方支援の仕組みを構築することとした。

巡回療育相談の実施にあたっては、平成20年度の本事業の課題を受け、保育士・幼稚園教諭がケースの家族に対して支援する際の手法や、関係機関と連携した支援手法を身につけて、適切な対応ができるよう助言・指導することとした。

また、平成20年度までの本事業で作成した「環境アセスメントシート」や「気になる行動確認リスト」、「巡回療育相談用個別支援シート」、「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」等を活用した支援を実践し、検証を行うことで、他の圏域でも活用できる支援ツールをとりまとめることとした。

事業委託先は、障害児等療育支援事業実施施設である社会福祉法人毛呂病院光の家療育センターとし、とりまとめた成果は他の圏域の障害児等療育支援事業実施施設に波及させることを目指して事業を実施した。

平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業

○事業実施者

社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター

○方針

圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みの構築

障害児等療育支援事業実施施設として、巡回療育相談の実施を通じ、保育所・幼稚園への後方支援の仕組みを構築する。

具体的には、保育士・幼稚園教諭が

- ケース本人に対する支援手法
- ケースの家族に対する支援手法
- 関係機関と連携した支援手法

を身につけて適切な対応ができるよう助言・指導する。

Ⅱ. 実施報告（事業実施者：社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター）

1. 実施内容

（1）概 要

障害児等療育支援事業実施施設として、圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みを構築することを目指し、保育所・幼稚園を巡回して保育士・幼稚園教諭に助言・指導する「巡回療育相談」を実施した。

巡回にあたっては、医師、作業療法士、保育士が職種別に1～2名で保育所・幼稚園を訪問し、観察や保育士・幼稚園教諭からの聞き取り、評価票の活用等を通じてケースに関する情報を収集した。

そして、単一の職種で巡回することによる専門性の偏りを補うため、全職種が出席する「巡回療育相談会議」を開催し、多角的な視点から、支援方針の検討、支援内容の検証等を行った。

支援内容としては、平成20年度に挙げられた課題を受け、特にケースの家族に対する支援や、関係機関と連携した支援についての支援モデルを提示することを目指した。

以下に、その詳細を述べる。

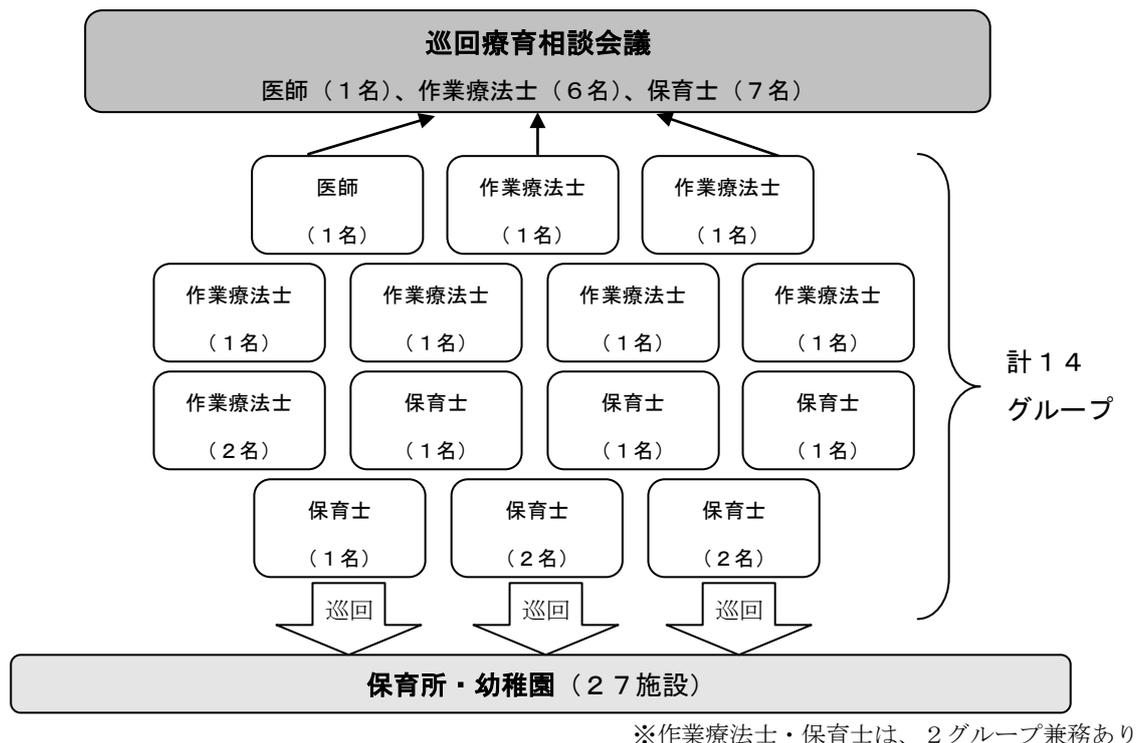
（2）巡回療育相談の実施体制

ア 職員体制

専門職の配置が十分でない障害児等療育支援事業実施施設でも実施可能な仕組み作りを目指し、巡回スタッフはあえて限られた職種で構成した。次頁の図のとおり、医師、作業療法士、保育士の3職種計14名が、職種別に1～2名ずつ14グループに分かれ、担当保育所・幼稚園（1グループあたり1～3園を担当）を訪問した。

その一方で、単一の職種で巡回することによる専門性の偏りを補い、支援の質を保つため、巡回スタッフ全員がそろって巡回療育相談会議を開催した。各グループが保育所・幼稚園から持ち帰った情報をもとに、ケースの支援方針の検討、支援内容の検証等を行った。

また、単一の職種で対応が難しい場合には、他職種のスタッフが同行し、助言を行う体制をとった。



イ 実施回数、時間数

巡回療育相談は、平成21年9月～平成22年1月に、1園あたり5～9回程度実施した（詳細については、「(4)巡回療育相談および巡回療育相談会議の流れ」参照）。

訪問は、1園につき1回あたり平均2時間程度、午前中の集団活動場面が観察しやすい時間帯を中心に行った。

また、巡回療育相談会議は、平成21年8月～平成22年2月に、計13回実施した。

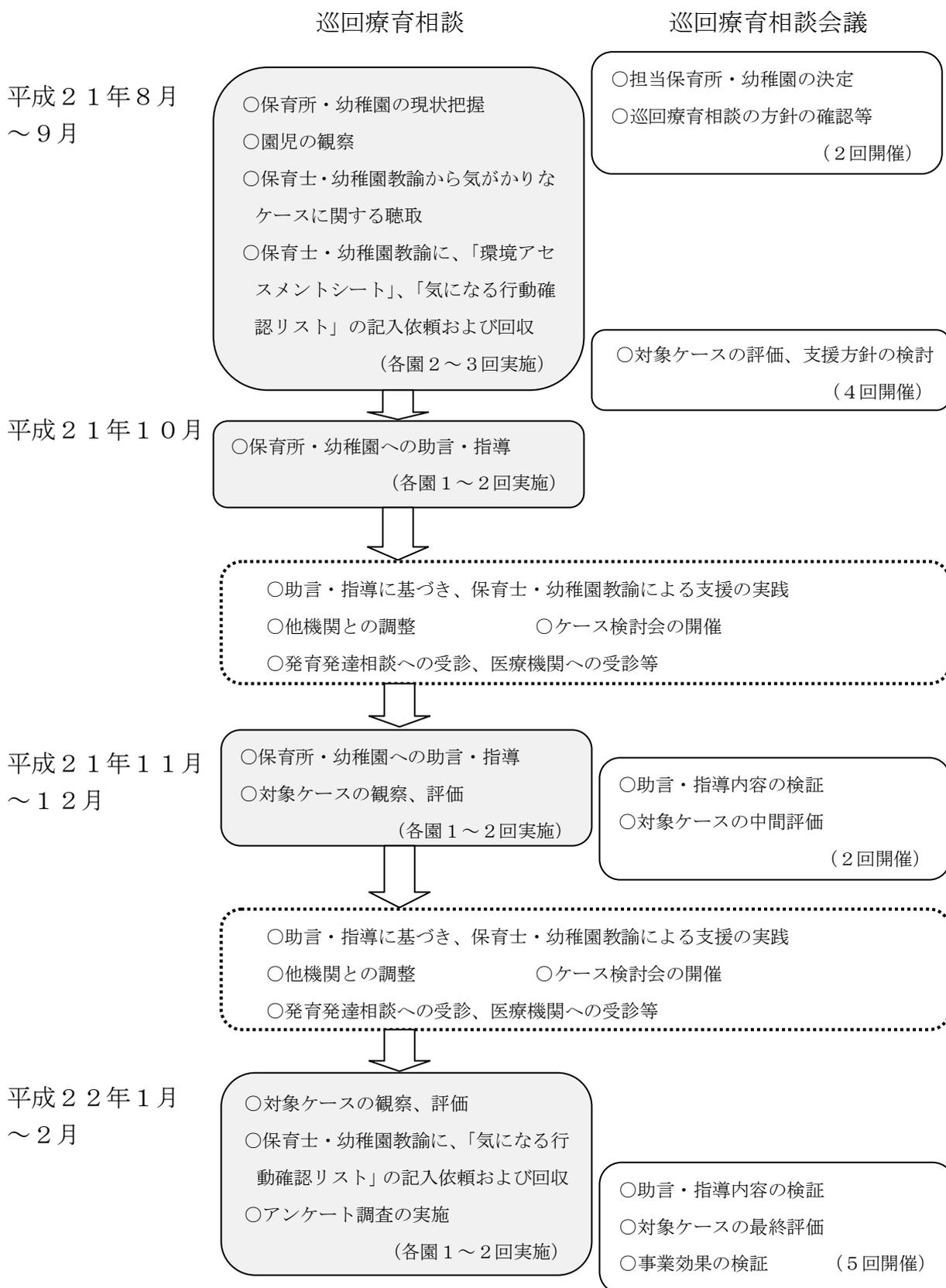
(3) 対象保育所・幼稚園

対象となった保育所・幼稚園は、西部第二障害保健福祉圏域の7市町（飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町）の計27園（保育所20園、幼稚園7園）である（資料2-1）。

対象保育所・幼稚園は、坂戸保健所主催の保育士・幼稚園教諭を対象とした研修会において、光の家療育センターの医師ならびに保育士が発達障害について講義を行った際に募集し、希望のあった園とした。

巡回療育相談の実施前には、対象保育所・幼稚園が全ての保護者に対して巡回療育相談の趣旨を周知し、保育所・幼稚園から光の家療育センターへ個人情報を提供する可能性があることについて、保護者の理解・同意を得るようにした。

(4) 巡回療育相談および巡回療育相談会議の流れ



(5) 使用した支援ツール

ア ケースの評価のために使用したツール

○「環境アセスメントシート」(資料2-2)

平成19年度の本モデル事業にて、発達障害児支援における環境調整の重要性に基づき開発したシート。ケースの家庭環境や社会資源の利用等、ケースを取り巻く環境に関する情報を整理し、問題点を抽出する。

家庭環境に関する13項目と、社会資源の利用等に関する8項目について、「環境アセスメントシート判断基準」を参照しながら該当する1～5の数字に○をつけ、理由や具体的状況を記入する。結果はレーダーチャートに記入する。

本事業の巡回療育相談では、保育士・幼稚園教諭が記入し、結果を巡回スタッフがとりまとめて、「巡回療育相談用個別支援シート」(資料2-4、「イ 巡回療育相談におけるケースの情報を整理するためのツール」参照)に記入した。

○「気になる行動確認リスト」(資料2-3)

茨城県の下承を得て、「子どもの気になる行動確認マニュアル～発達障害児の支援のために～保育所・幼稚園用 改訂版」(茨城県発達障害児スクリーニングマニュアル検討委員会作成)より引用し、平成20年度の本モデル事業から使用した。

保育所・幼稚園で子どもの気になる行動を確認するためのリストで、「ことば」「コミュニケーション」「社会性」「こだわり」「多動・衝動性」「不注意」「感覚過敏」「協調運動」といった分類ごとに挙げられている計85のチェック項目について、該当する場合は□にチェックする。時間を追って経過を確認できるよう、3回にわたってチェックできる形式になっている。

本モデル事業では、巡回療育相談を開始した平成21年8～9月と、終了した平成22年1月にそれぞれ保育士・幼稚園教諭が記入した。結果は巡回スタッフがとりまとめて「巡回療育相談用個別支援シート」(資料2-4、「イ 巡回療育相談におけるケースの情報を整理するためのツール」参照)に記入し、巡回療育相談開始時の結果と終了時の結果を比較することで、子どもの変化を確認した。

イ 巡回療育相談におけるケースの情報を整理するためのツール

○「巡回療育相談用個別支援シート」(資料2-4)

平成20年度の本モデル事業にて開発したシートで、巡回療育相談を行うスタッフが、ケースの情報を整理した上で評価をまとめ、支援の方針や経過を記録する。

保育士・幼稚園教諭に記入してもらった「環境アセスメントシート」と「気にな

る行動確認リスト」の結果を記載し、巡回療育相談における初期評価、支援方針、経過、最終評価等をまとめる形式になっている。

ウ 関係機関との連携を促すためのツール

○「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」(資料2-5)

平成20年度の本モデル事業にて開発したシートで、市町村の保健センターが実施する発育発達相談と保育所・幼稚園の連携を促すことを目的とする。

保育所・幼稚園が園での様子や気になることを書き込み、保護者が家庭での様子や気になることを書き込んだ上で、発育発達相談へ持参する。発育発達相談では、医師の所見や、保護者、保育士・幼稚園教諭に対する助言、今後の方針等を書き込み、保護者が保育所・幼稚園へ持参する。

保護者と保育士・幼稚園教諭が一緒に書き込み、保護者に持参してもらう過程を通じて、保護者と保育所・幼稚園の相互理解を促すねらいもある。

今年度は、圏域の市町村保健センターの保健師を対象とした研修会の際に周知を図り、保健師から利用してもらうよう促した。

(6) 対象ケース

保育士・幼稚園教諭から相談があったケースは、計124名であった。

そのうち、発達障害の確定診断済み、もしくは巡回療育相談での評価により発達障害が疑われるケースは75名、その他のケースは49名であった。

発達障害の確定診断済み、もしくは発達障害が疑われる75名の内訳は、広汎性発達障害50名、学習障害14名、発達性協調運動障害9名、注意欠陥多動性障害2名であった。

また、その他のケース49名には、知的障害のみのケースや、家庭環境に課題を抱え、本人の発達の問題なのか家庭環境に起因する問題なのか判断に注意を要するケース等が含まれた。

なお、上記ケースのうち33ケースの家族への支援を実施した。

(7) 支援経過

相談があった124名については、巡回スタッフが実際の保育場面に同席し、集団活動場面等の観察を行った。そのうえで、保育場面での具体的な対応方法について保育士に助言・指導を行った。

また、関係機関と連携した支援として、以下の対応を行った。

○医療機関・療育機関への受診勧奨 20名

専門機関で医師による診断を受けたうえで、その後の療育につなげるため、医療機関と療育機関が併設されている光の家療育センターへの受診を勧めるよう保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に医療機関・療育機関への受診を提案し、保育士・幼稚園教諭から保護者へ受診の必要性を伝えた。

○発育発達相談への受診勧奨 39名

市町村の保健センターが実施する発育発達相談は、医師や保健師による評価が受けられ、専門機関への紹介が可能であることに加え、身近な地域の保健センターで行われるため、保護者の心理的抵抗が比較的少ない。また、市町村の保健師によるフォローも受けられることから、発育発達相談への受診を勧めるよう保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に発育発達相談への受診を提案し、保育士・幼稚園教諭から保護者へ受診の必要性を伝えた。

○市町村保健センターの保健師との連携 10名

地域の状況に詳しく、健診等で発達の問題を指摘されたケースをフォローしている保健師と情報共有を図るよう、保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に連携を提案し、保育士・幼稚園教諭が保護者を通して保健師との情報交換を行った。

○療育機関との情報共有 22名

ケースがすでに療育機関に通っていた場合、療育機関と保育所・幼稚園との情報共有を図るよう、保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に情報共有を提案し、保育士・幼稚園教諭が保護者を通して療育機関との情報交換を行った。

なお、22名のうち、光の家療育センターに通っていたケースが15名いたため、巡回療育相談担当者が療育担当者と話し合いを持って情報共有を図った。

○児童相談所との連携 2名

虐待の危険性が考えられるケースについて、児童相談所との連携を図るよう、保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に連携を提案し、保育士・幼稚園教諭が家族の状況等を考慮した上で、連携の可能性を検討したり、実際に連携を図ったりした。

○ケース検討会の実施 1名

巡回療育相談を担当した作業療法士、巡回療育相談スタッフの医師、保育所所長、主任保育士、担当保育士によるケース検討会を実施した。

問題行動が他児から誘発されやすいケースについて、保育所でのクラス分けや加配保育士の配置等、園全体の運営に関わる対応を協議した。

○医師による面談実施 2名

保育士から親へ、医療機関・療育機関や発育発達相談への受診を勧めにくいケースについて、巡回療育相談スタッフの医師が直接面談を行い、親の育児困難感の相談を受けたり、医師から子どもの特性を伝えたりした。

その上で、医師から医療機関・療育機関への受診を勧めたが、親の障害受容の難しさから、本事業実施期間中に受診へは至らなかった。

また、その他に、保育所・幼稚園での対応を中心としたケース、および経過観察としたケースが28名いた。

2. 事例

(1) 事例1 医療機関・療育機関と連携した支援を行ったケース

○ケース 3歳、男児、保育所

○家族構成 父、母

○診断名等 自閉症圏・境界型精神遅滞

○巡回療育相談以前に利用している療育機関等 なし

○保育士・幼稚園教諭からの相談趣旨

・友達とうまく関われず、トラブルになる。

・集団行動がとれず、問題行動が目立つ。

例) 一人で園外等の気になる場所へ行ってしまふ。保育士の様子をうかがいながら、バケツにおしっこをしたり、コップの水をこぼしたりする、等

・思いどおりにならないと大泣きする。

・アイコンタクトが取りにくい。

○家庭環境や社会資源の利用について

・両親は、発達の遅れを気にかけている様子ではあるものの、子どもの状態を理解できていない。

・乳幼児健診は受診しているものの、その後、母子保健や医療(療育)による支援は行われておらず、保育所から適切な支援機関へつなぐ必要性が高い。

○巡回療育相談における支援方針

(本人への支援について)

- ・友達との遊びの間に保育士が入り、やりとりの方法を伝えていく。
- ・トイレは時間を決めて誘導する。

(家族への支援について)

- ・母親に保育所での様子を伝えながら、保育士と母親とのコミュニケーションを深める。

(関係機関と連携した支援について)

- ・医師による評価と継続した支援を行うため、保育士から母親へ、光の家療育センターへの受診を勧める。

○経過

(家族への支援・関係機関と連携した支援について)

- ・保育士から母親に光の家療育センターへの受診を勧めたところ、母親は不安が強まり、光の家療育センターへ毎日電話したり突然来院したりする等の行動が見られた。
- ・保育所では、それまで親に子どものよいところしか伝えてこなかったため、母親にとっては突然の受診勧奨で障害の可能性を伝えられ、精神的ショックが大きかった。
- ・光の家では心理検査等による本人へのアセスメントの他、本人の状態についての説明等を通して、母親の不安状態を解消するための支援を行った。

○最終評価

(本人について)

- ・特定の仲の良い友達ができ、友達との関係が良くなった。
- ・トイレは時間を決めて誘導することで落ち着き、遊んでいる途中でも自分で行くようになった。
- ・突然大きな声を出してしまうため、視覚的手がかりを使用したり、活動と一緒に取り組んだりすることによって、本人のわかりやすい方法で、今やることを明確に伝えるようにする。

(家族について)

- ・光の家療育センターへの受診後、母親は子どもと一緒に過ごす時間を作るようになる等、落ち着いてきた様子である。

○まとめ

- ・保育士からの受診勧奨に対し、母親が強い不安を抱いたケースに対して、本人への支援とならんで母親への支援を実施した。
- ・母親が強い不安を抱いた要因として、保育士が子どもの問題点を親に伝える機会を持ってないまま、受診勧奨に至ったことが挙げられた。

- ・日頃から、保育所・幼稚園と親が、子どもの問題点も含めて話し合えるような関係を築く必要性が示唆された。また、関係機関が保育所・幼稚園と連携して本人や家族へ支援することの有効性が示唆された。

(2) 事例2 発育発達相談と連携した支援を行ったケース

○ケース 4歳、男児、保育所

○家族構成 父、母

○診断名等 自閉症圏

○巡回療育相談以前に利用している療育機関等 なし

○保育士・幼稚園教諭からの相談趣旨

- ・多動で集中力がなく、気に入らないことがあると友達を叩いたり押したりする。
- ・遊びの幅が狭い（剣を作り、友達を切る遊びのみ）。
- ・問題行動が目立つ。例）大声を出す、保育士に暴力をふるう 等
- ・言葉のキャッチボールが難しく、乱暴な言葉を使う。
- ・保育士から家族に問題点を伝えているが、保護者は理解していない。

○家庭環境や社会資源の利用について

- ・子どもの状態に対する、両親の理解度合いの低さが目立つ。
- ・乳幼児健診は受診しているものの、その後の母子保健や医療（療育）による支援について、保育所は把握していない。

○巡回療育相談における支援方針

（本人への支援について）

- ・良い行動、悪い行動をはっきりケースに伝える。良い行動は大きめにほめる。
- ・注意する時は視線を合わせ、指示が理解しやすいように伝える。
- ・遊びの場面では保育士が介入し、戦う以外の遊びや、友達とのやりとりの経験を積む。

（家族への支援について）

- ・発育発達相談への受診を通じて、保育所や保健センターとの情報共有を図り、ケースの状態への理解を促す。

（関係機関と連携した支援について）

- ・医師や保健師による評価を受けて専門機関での支援につなげるとともに、ケースの状態に対する親の理解を促すため、発育発達相談への受診を勧める。

○経過

（本人への支援について）

- ・良い行動をほめ、悪い行動を注意すると、1日中注意していることになり、保育士がストレスを抱えてしまったため、悪い行動全てを注意するのではなく、他児が困ること等ポイントをしばって注意するよう助言する。

- ・友達とのやりとりには保育士が介入したが、友達を叩く、奇声を出す、気持ちの切り替えができない等の様子が見られたため、発育発達相談で助言を求める。

（家族への支援・関係機関と連携した支援について）

- ・保育士から母親に発育発達相談への受診を勧めたところ、重要視していない様子であったため、継続して母親と話し合いを持つことで理解を促す。
- ・保育所の保護者参加の行事の際、母親がケースの問題行動を実際に見て、発育発達相談へ受診することを了承する。

○最終評価

（本人について）

- ・問題行動の明らかな改善は見られないが、発育発達相談において、保育士の具体的な対応方法について助言があったことにより、保育士が冷静に対応できるようになった。

（家族について）

- ・発育発達相談への受診により、ケースの状態に対する母親の理解が促されるとともに、母親と保育所との間で問題点の共有が可能となった。
- ・発育発達相談では、医療機関への受診について助言されたため、今後は、医療機関受診後の情報共有と、保護者へのフォローを行うこととする。

○まとめ

- ・子どもの状態に対する家族の理解が得にくかったケースについて、発育発達相談への受診を通して、家族の理解を促し、家族と保育所との情報共有を図った。
- ・発育発達相談で、保育所での具体的な対応方法についても助言が得られたことにより、保育士のストレスが軽減され、保育所での支援がスムーズになる効果が見られた。

（3）事例3 他機関に受診しなかったケース

○ケース 4歳、男児、保育所

○家族構成 父、母

○診断名等 自閉症圏（疑い）

○巡回療育相談以前に利用している療育機関等 なし

○保育士・幼稚園教諭からの相談趣旨

- ・気になることを1日に何回も聞いてくるが、やりとりに発展しない。
- ・園児全体に対する指示では理解できず、個別の指示が必要である。
- ・他に気になることがあると、その時すべきことを忘れてしまう。

○家庭環境や社会資源の利用について

- ・3歳児健診で発達の問題を指摘されたが、具体的な対応はしていない。
- ・父親はケースの状態を認めておらず、母親のしつけが悪いと考えている。

- ・母親は、他児との違いや友人関係を気にかけ、他児に合わせようとしてケースのできないことをさせている。
- ・祖母や叔母がケースの状態を気にかけている。

○巡回療育相談における支援方針

(本人への支援について)

- ・視覚的な手がかりを使う等、ケースの理解しやすい指示の出し方を工夫する。
- ・保育所でケースの情緒や生活を整えられるよう配慮する。

(家族への支援について)

- ・保育所だけでは母親への対応が難しいため、発育発達相談への受診を勧める。

(関係機関と連携した支援について)

- ・発育発達相談への受診を勧め、親・保育所・保健センターの情報共有を図る。

○経過

(家族への支援・関係機関と連携した支援について)

- ・保育士が母親にケースの気がかりな点を尋ねても、核心には触れず、視点がずれている。また、保育士がケースの様子を伝えると泣き出してしまい、有効な話し合いを持つことが難しい。
- ・母親を否定しないよう配慮しながら、発育発達相談への受診を促すよう試みるが、無理な受診勧奨は保育士と親との関係に影響を与えるため、強く勧めることは難しい。
- ・市町村の保健師からフォローを行えないか、保育士から保健師へ打診する。

○最終評価

(本人について)

- ・本人の不安は強いが、保育士の介助により、活動の流れに沿って行動できるようになった。
- ・休み明けは保育所の生活についていけなかったり、行事ごとにパニックになったりするため、今後も保育士の対応方法について助言が必要である。

(家族について)

- ・保育士から保健師へ連携を働きかけたものの、個人情報保護の観点から、保健師と保育所が親を介さずに情報共有することは難しいため、家族に対する有効な支援方法を引き続き検討する必要がある。

○まとめ

- ・保育所だけでは家族支援が難しいケースについて、保健センターと連携した支援を目指した。
- ・保育士から家族へ受診の必要性を伝えることには難しさを伴うことが浮き彫りになり、保健センターや医療機関・療育機関といった専門機関が第三者的に関わることで適切な支援へつなぐ仕組みの必要性が示唆された。

3. 評価・検証

(1) アンケート調査

巡回療育相談の実施により保育所・幼稚園にどのような効果があったか検証するため、企画・推進委員会と光の家療育センターが共同で作成したアンケートを、保育所・幼稚園に対して実施した。実施したアンケートを資料2-6に示す。

ア 巡回療育相談以前について

巡回療育相談以前に、発達障害児（気になる子）への対応について困難を感じたことがあるか尋ねたところ、全ての園で困難を感じていたことがわかった（図4）。

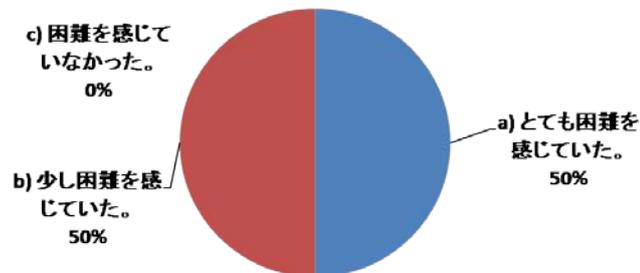


図4 巡回療育相談を受けるまでの発達障害児（気になる子）への対応について

イ 巡回療育相談の効果について

巡回療育相談が役に立ったか尋ねたところ、92%の園で巡回療育相談が役に立ったと受け止められていることがわかった（図5）。

「どちらとも言えない」と回答した園は、同じ巡回スタッフが担当しており、園での子どもへの具体的な対応方法について、相談時間があまりとれなかったとのことだった。

また、役に立った理由としては、「子どもの実際の処遇の役に立った」という回答が半数程度を占めたが、「子どもを医療機関につなげることができた」「他の機関との連携が可能になった」「家族との関係が良くなった」など、関係機関との連携や家族との関係にも効果を認める結果が得られた（図6）。

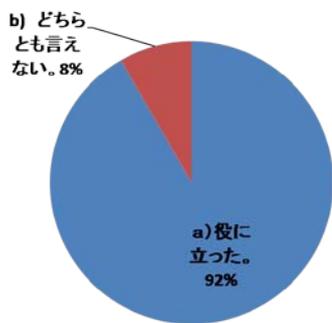


図5 巡回療育相談は役に立ったか

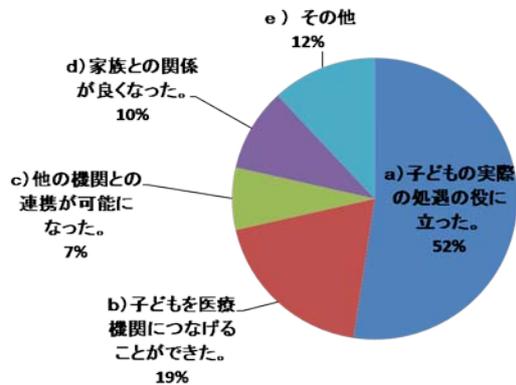


図6 巡回療育相談が役に立った理由

ウ 巡回療育相談の頻度について

巡回療育相談の頻度（およそ2ヶ月に1回程度）について尋ねたところ、96%の園で頻度が適当だったと受け止められていることがわかった（図7）。

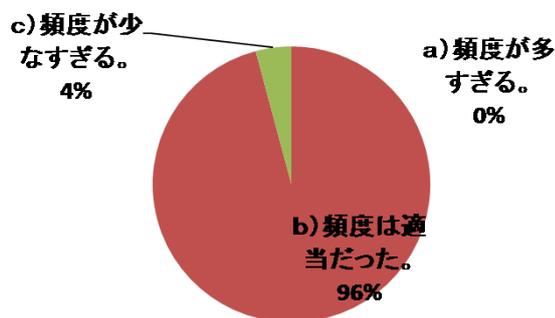


図7 巡回療育相談の頻度

エ 「環境アセスメントシート」について

「環境アセスメントシート」が役に立ったか尋ねたところ、「役に立った」と受け止めている園が3分の2を占めるものの、保育士・幼稚園教諭にとって有効性が実感しにくい場合もあることがわかった（図8）。

役に立った理由としては、「子どもの状況を客観的に把握することができた」という回答が多くを占めた（図9）。

また、「環境アセスメントシート」の利用しにくい点としては、「書き込むのに手間がかかった」と「利用しにくい点はない」が同程度であった（図10）。

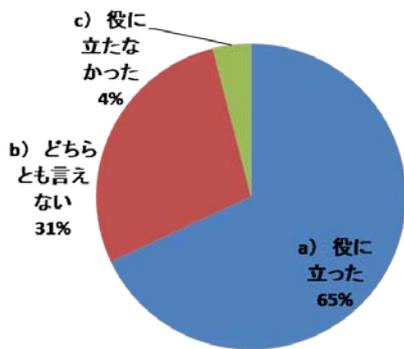


図8 「環境アセスメントシート」は役に立ったか

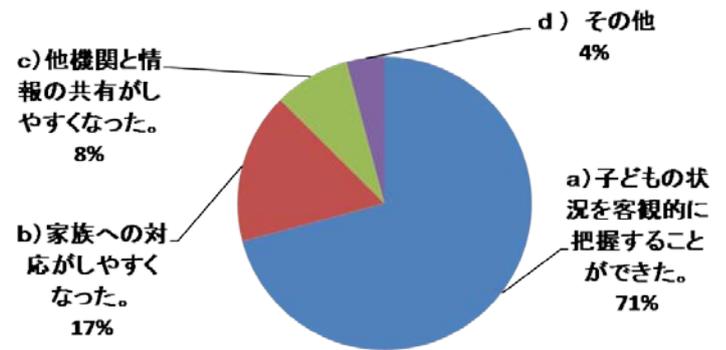


図9 「環境アセスメントシート」が役に立った理由

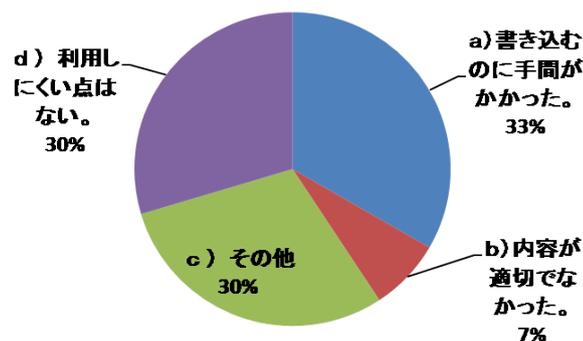


図10 「環境アセスメントシート」の利用しにくい点

オ 「気になる行動確認リスト」について

「気になる行動確認リスト」が役に立ったか尋ねたところ、92%の園で役に立ったと受け止められていることがわかった(図11)。

役に立った理由としては、「子どもの状況を客観的に把握することができた」という回答が多くを占めた(図12)。

また、「気になる行動確認リスト」の利用しにくい点としては、「利用しにくい点はない」が半数近くを占めた(図13)。

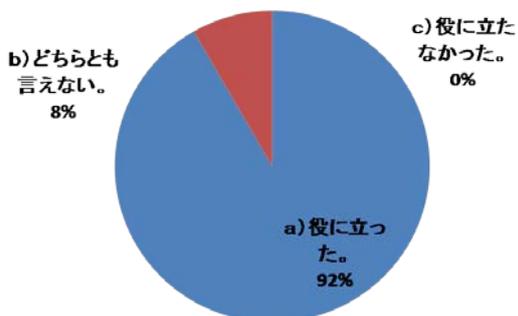


図 1 1 「気になる行動確認リスト」
は役に立ったか

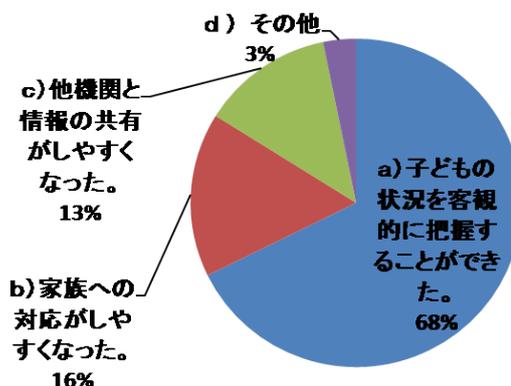


図 1 2 「気になる行動確認リスト」
が役に立った理由

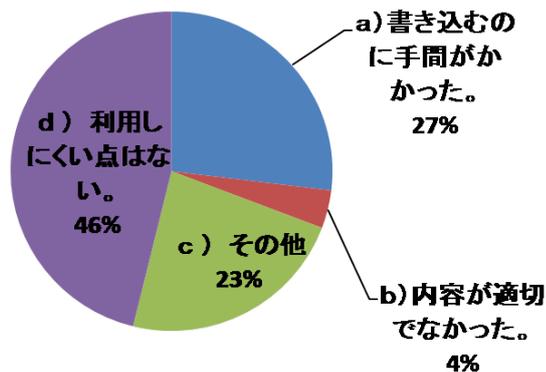


図 1 3 「気になる行動確認リスト」
の利用しにくい点

カ 今後について

今後も継続した巡回療育相談を望むか尋ねたところ、「望む」という回答が大部分を占めた（図 1 4）。

「望まない」とした理由としては、「対象ケースが卒園するため」といったことが挙げられた。

また、日常の保育業務に、今回利用したような書式を導入することを望むか尋ねたところ、「気になる行動確認リスト」のような、子ども自身の発達について確認する書式の導入を望む園が最も多く、次いで「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」のような、他機関と連絡をとりあう書式の導入を望む園が多いことがわかった（図 1 5）。

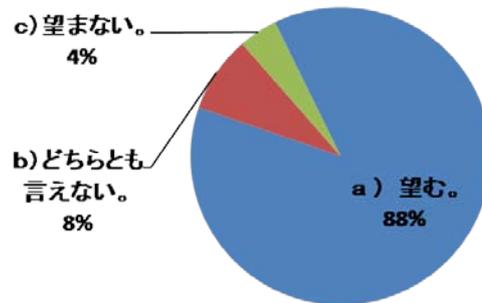


図 1 4 継続した巡回療育相談を望むか

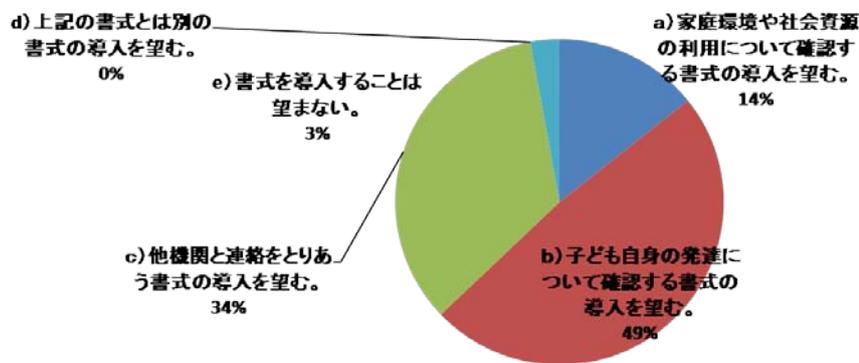


図 1 5 書式の導入を望むか

キ 実際の保育場面で困っていることについて

発達障害児（気になる子）への支援について、実際の保育場面で困っていることを尋ねたところ、大別すると以下のような点が挙げられた。

- 家族への対応の難しさ、家族との共通理解の図り方や信頼関係の作り方
- 専門機関へのつなげ方
- 子どもへの具体的な関わり方
- マンパワー不足や、気になる子への個別対応と全体への対応のバランスの取り方

ク 保育所・幼稚園に対する専門機関からの支援について

保育所・幼稚園に対する専門機関からの支援について意見を尋ねたところ、専門スタッフからのアドバイスが、子どもや家族への対応の参考になるという意見が多く挙げられた。

また、

- 保育士が『気になる子』だけでなく、保育士が気づけないでいる子を専門機関に

- 発見してもらったり、指導の仕方をアドバイスしてもらったりするとよい
- 「気になる行動確認リスト」の簡単なものを園に貼り出して、家族の方からもっと関心を持ってもらえるようにできるとよい
 - 保育所だけでなく、専門機関からも家族支援を行ってほしい
 - 関係機関が連携して子どもを見る体制を作ってほしい
- 等
- の意見が挙げられた。

(2) 聞き取り調査

ア 「巡回療育相談用個別支援シート」について

「巡回療育相談用個別支援シート」を使用した巡回スタッフに有効性と課題を尋ねたところ、統一した様式を用いてケース情報の整理や経過の記録を行うことで、巡回スタッフ間の共通理解が図りやすく、巡回スタッフの職種が異なっても統一した視点で支援が行えるという意見が挙げられた。

また、「巡回療育相談用個別支援シート」にまとめられた情報をもとに巡回療育相談会議で見立てた診断名と、ケースが実際に受診して医師が直接診断した診断名には差が見られず、そのことからこのシートの有効性が示唆された。

イ 「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」について

「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」については、実際に使用したケースは少数にとどまった。

そこで、連絡票の使用を依頼した市町村保健センターの保健師や、発育発達相談担当の医師を対象に、連絡票の有効性と課題について聞き取り調査を行ったところ、「ニーズはあるものの、本事業の実施期間中には活用しきれなかった」といった声が聞かれた。また、連絡票の内容については、「保健師が記入する項目も欲しい」という意見が挙げられた。

(3) 他機関との連携状況の分析

平成20年度において、保育士・幼稚園教諭が、保育所・幼稚園だけでは対応が難しいケースに対して悩んでいる声が多く聞かれ、他機関との連携の重要性が示唆された。

このため、平成21年度は、他機関と連携した支援に重点を置き、他機関との連携状況について検証した。

その結果、他機関との連携が必要と判断されたケース59名中、他機関と連携でき

たケースが27名(46%)、他機関とつながらないケースが32名(54%)だった。
(図1)

他機関とつながったケースの内訳は、光の家療育センターへ受診したケースが15名(26%)、発育発達相談へ受診したケースが9名(15%)、その他のケースが3名(5%)であった。

半数以上のケースが未受診に終わった原因を分析したところ、巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に対して連携について助言・指導しても、保育士・幼稚園教諭がケースの家族にその必要性を言い出せなかった場合が多いことがわかった。

その要因としては、家族との関係を良好に保ちたいと考える保育士・幼稚園教諭にとって、障害の可能性があるというような、マイナスのイメージを伴うことを伝えるのは負担が大きいことが考えられた。また、保育士・幼稚園教諭に、家族と密に関わる時間的余裕がないことや、家族の側も、家庭の事情等により子どもと丁寧に向き合うことができず、保育士・幼稚園教諭とも関わりを深められないこと等が考えられた。

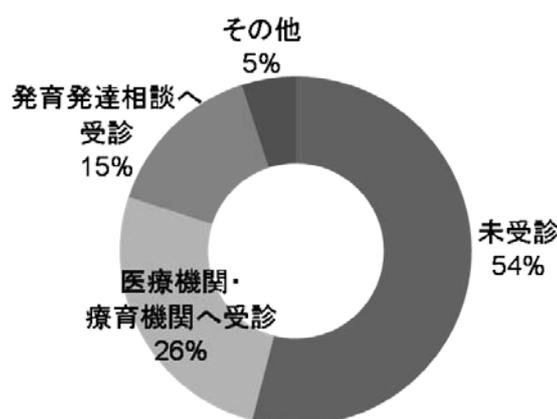


図1 受診勧奨後の受診状況(59名中)

(4) 巡回療育相談前後の「気になる行動確認リスト」の結果の比較

巡回療育相談の最初と最後に実施した「気になる行動確認リスト」のチェック数を比較した。

その結果、最初と最後のチェック数を比較できた106名のうち、気になる行動が減少したケースが76名(72%)、変化がなかったケースが14名(13%)、増加したケースが16名(15%)となり、70%以上のケースにおいて行動の改善が見られる結果となった(図2)。

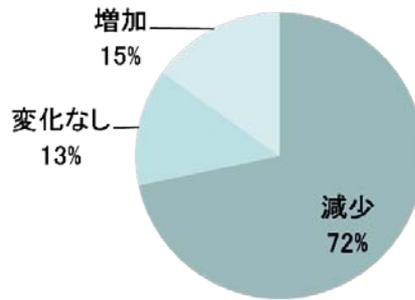


図2 「気になる行動確認リスト」の結果の変化（106名中）

また、最初と最後の「気になる行動確認リスト」のチェック数を、①連携助言後、医療機関、療育機関へ受診したケース、②発達発達相談へ受診したケース、③未受診のケースごとに比較した（図3）。

それによると、療育機関や発達発達相談へ受診したケースでは、「気になる行動確認リスト」の結果が改善したケースが圧倒的に多かったものの、未受診のケースでは、改善したケースと悪化したケースの間にそれほど大きな差は見られなかった。

このことから、発達発達相談や療育機関へつなぐことは有効であり、そのきっかけとして、巡回療育相談は有効であることが示唆された。

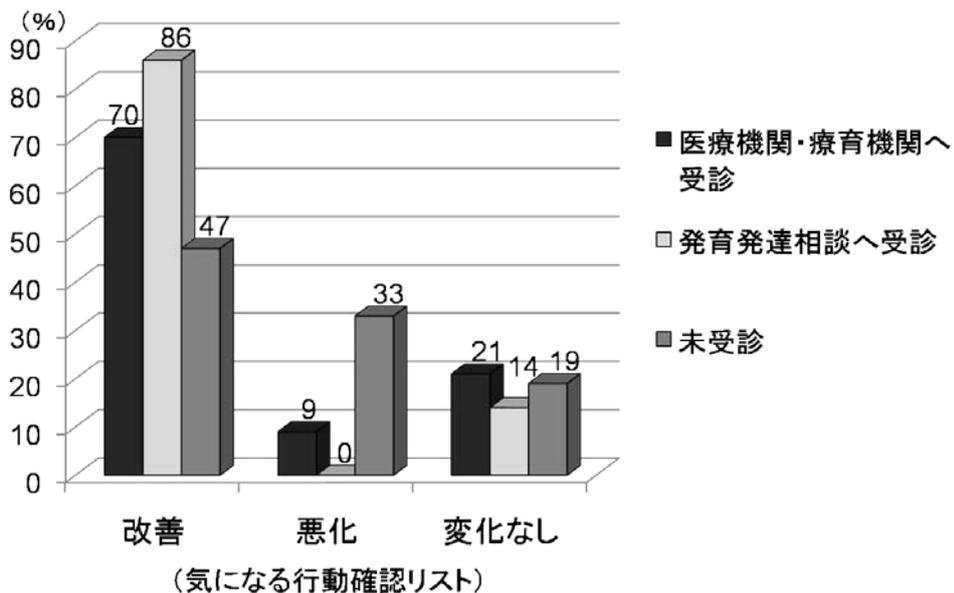


図3 「気になる行動確認リスト」の結果の変化と受診状況（106名中）

4. まとめ

障害児等療育支援事業実施施設として、圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みを構築することを目指し、保育所・幼稚園を巡回して保育士・幼稚園教諭に助言・指導する巡回療育相談を実施した。

平成21年度は、前年度までに挙げられた課題を受け、特にケースの家族に対する支援や、関係機関と連携した支援に重点を置いた助言・指導を行った。

以下に、平成21年度の取り組みに関する成果と課題を挙げる。

(1) 巡回療育相談の体制づくりについて

巡回療育相談の実施にあたっては、限られたスタッフで、支援の質を保ちながら、できるだけ多くの保育所・幼稚園を巡回できる体制づくりを目指した。

1～2名ずつのスタッフで巡回する一方、全職種が出席する巡回療育相談会議を開催し、単一の職種で巡回することによる専門性の偏りを補った。また、単一の職種で対応が難しい場合には、他職種のスタッフが同行し、助言した。

また、「巡回療育相談用個別支援シート」を用いることにより、巡回スタッフ間の情報共有がしやすくなり、どの職種が巡回しても統一した視点で支援を行うことができた。

(2) ケース本人に対する支援について

保育士・幼稚園教諭からの聞き取りや、「気になる行動確認リスト」の結果、ならびに巡回スタッフの観察によって、ケースの状態を把握し、保育所・幼稚園における具体的な対応方法について助言・指導を行った。

保育士・幼稚園教諭からは、対応方法に関する助言が役に立ったという意見や、「気になる行動確認リスト」に記入することにより、子どもの状況を客観的に把握できたという意見が多く聞かれた。

また、70%以上のケースで、巡回療育相談後に「気になる行動確認リスト」の結果が改善したことから、巡回療育相談の実施によって問題行動に対する保育士・幼稚園教諭の視点が整理され、ケースにあわせた働きかけが可能になったことが示唆された。

(3) ケースの家族に対する支援について

子どもの状態について、不安を感じていたり理解が得にくかったりする家族に対して、子どもの特性を伝えたり、専門機関の利用を助言したりすることを通じて、家族との共通理解を図り、適切な支援へとつなぐ取り組みを行った。

保育士・幼稚園教諭からは、巡回療育相談での助言により家族との連携がとりやすくなったという意見や、「環境アセスメントシート」に記入することにより、子どもを取り巻く環境についての情報が把握できたという意見が聞かれた。

しかし、保育士・幼稚園教諭から家族に子どもの障害の可能性を伝えることには、難しさを伴うことも浮き彫りとなった。その要因として、保育所・幼稚園と家族との関係の築き方が影響していることが考えられ、家族との関係を良好に保ちたいと考える保育士・幼稚園教諭にとって、障害の可能性を伝えることは負担が大きいことが示唆された。

(4) 関係機関と連携した支援について

医療機関・療育機関や、市町村の保健センターが実施する発育発達相談等と連携した支援を目指し、保育士・幼稚園教諭から家族に対し他機関の利用を助言した。

しかし、実際に専門機関の利用に至ったケースは半数程度にとどまり、保育士・幼稚園教諭から家族に専門機関の利用を勧めることの難しさが明らかになった。専門機関が、第三者的立場から家族支援に関わることの必要性が示唆された。

また、保育所・幼稚園と発育発達相談との情報共有を促すため、「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」の活用を目指したが、本事業実施期間中、実際に使用した事例は少数にとどまった。保育所・幼稚園に対するアンケート調査の結果によれば、他機関と連絡をとりあう書式の導入を望む園は多く、医師や保健師に対する聞き取り調査でもニーズは認められたことから、今後、引き続き活用を検討していくべきだと考えられる。

第3章

埼玉県発達障害者支援モデル事業の 成果と今後の展開

I. 成果と課題

本事業では、平成19年度から3年間にわたり、障害児等療育支援事業実施施設が、発達障害者支援センターによる後方支援を受けながら、地域の保育所・幼稚園を支援する仕組みの構築を目指した取り組みを行った。

以下に、3年間を通じた本事業の成果と課題について整理する。

1. 発達障害者支援センターによる障害児等療育支援事業実施施設への後方支援について

障害児等療育支援事業実施施設15機関における発達障害児への支援状況の調査や、発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設が連携した個別ケース支援を通じて、発達障害者支援センターによる障害児等療育支援事業実施施設への後方支援のあり方について検討した。

その結果、圏域により、社会資源や、障害児等療育支援事業実施施設の職員の配置状況には差があることから、各圏域の実情に応じた支援体制づくりの必要性が浮かび上がった。

2. 障害児等療育支援事業実施施設による保育所・幼稚園への後方支援について

障害児等療育支援事業実施施設のスタッフが地域の保育所・幼稚園を巡回し、保育士・幼稚園教諭に助言・指導する巡回療育相談の実施を通じて、保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みを構築した。

他の障害児等療育支援事業実施施設でも実施可能な仕組みを目指し、限られたスタッフで、支援の質を保ちながら、多くの保育所・幼稚園を巡回する体制づくりを行った。

また、保育士・幼稚園教諭に対しては、ケース本人への支援だけでなく、家族への支援や、関係機関と連携した支援に重点を置いた助言・指導を行った。

それらの取り組みを通じて、保育所・幼稚園における支援だけではなく、他機関と連携した支援が重要であり、障害児等療育支援事業実施施設が医療機関・療育機関、保健センター等の地域の他機関と連携し、多くの機関が保育所・幼稚園を支援する体制が必要なことが示唆された。

Ⅱ. 今後の展開

本事業の成果の波及を通じて、各圏域で、保育所・幼稚園等の地域の機関を支援できる体制づくりを推進する。

そのために、発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設が連携し、各圏域の実情に応じた形で、保育所、幼稚園等の地域の支援体制づくりを推進する。

具体的には、発達障害者支援センターによる

- ①障害児等療育支援事業実施施設への定期的な訪問指導
 - ②障害児等療育支援事業実施施設と連携し、個別調整会議の開催など困難ケースへの対応
 - ③障害児等療育支援事業実施施設からの専門相談への対応
 - ④保育所・幼稚園への巡回療育相談等に関するスタッフ育成研修会の実施
- 等を実施することで、事業成果の波及を図る。

おわりに

埼玉県発達障害者支援開発事業では、平成19年度から平成21年度にかけて、発達障害者支援モデル事業の実施や、企画・推進委員会における評価・検証を通じて、発達障害児（者）に対する有効な支援手法の開発・確立を図ってきた。

事業実施にあたっては、障害児等療育支援事業実施施設が、発達障害者支援センターによる後方支援を受けながら、地域の保育所・幼稚園を支援する仕組みの構築を目指し、発達障害者支援センターや光の家療育センターによるモデル的な取り組みを通じて、成果と課題をとりまとめた。

今後は、本事業の成果の波及を通じて、発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設がさらに連携を深め、各圏域の実情に応じた形で、保育所・幼稚園等の地域の支援体制づくりを推進することが期待される。

発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設、そして各地域の機関を結ぶネットワークがさらに効果的に機能し、地域で暮らす発達障害児（者）が身近な場所で充実した支援を受けられるよう、本事業の成果が活用されることが望まれる。

資料編

- 第1章 埼玉県発達障害者支援開発事業について
 - 1-1 埼玉県発達障害者支援開発事業実施要綱
 - 1-2 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会設置要領
 - 1-3 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 委員名簿
 - 1-4 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 開催状況
 - 1-5 障害児等療育支援事業の概要

- 第2章 平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業について
 - 2-1 巡回療育相談 対象保育所・幼稚園
 - 2-2 環境アセスメントシート
 - 2-3 気になる行動確認リスト
 - 2-4 巡回療育相談用個別支援シート
 - 2-5 発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票
 - 2-6 巡回療育相談アンケート

資料 1-1

埼玉県発達障害者支援開発事業実施要綱

1 目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害児（者）について、支援の開発をモデル的に実践し、その分析・検証を行い、発達障害児（者）に対する有効な支援方法の確立を図るため、埼玉県発達障害者支援開発事業を実施する。

2 実施主体

実施主体は、埼玉県とする。

ただし、事業の全部又は一部を、市町村（さいたま市を除く）、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）等（以下「市町村等」という。）であって、適切な事業運営が出来ると認められるものに委託することができる。

この場合において、埼玉県は委託先の市町村等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに定期的な報告を求めることとする。

3 事業内容

（1）企画・推進委員会の設置

ア 企画・推進委員会の設置・運営等

県内のニーズや体制整備の状況等実態を把握し、当該事業の円滑な進行を図るため、医療、保健、福祉、就労及び教育等関係部局、研究者等の発達障害児（者）に関する学識経験者、当事者団体、親の会、特定非営利活動法人（NPO 法人）、埼玉県発達障害者支援センターの管理責任者並びに（2）で規定する発達障害者支援マネージャー等の関係者からなる「埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会は、県教育局が実施する「発達障害児支援体制整備事業」「広域特別支援連絡協議会」との連携を図る。

また、委員会の開催について必要事項は、別に定める。

イ 企画・推進委員会の業務

委員会は、以下に掲げる業務を実施する。

- （ア） 県内のニーズや体制整備の状況を勘案し、発達障害児（者）の実態を把握した上で、発達障害者支援モデル事業（以下「モデル事業」という）の実実施計画を策定する。
- （イ） モデル事業を実施する市町村等を指定する。
- （ウ） モデル事業の実施者に対し実施状況等に関する報告を求め、評価、取りま

とめを行い、発達障害児（者）の成長段階に応じた支援方法を開発する。

ウ 留意事項

モデル事業の実施に当たっては、その成果が十分得られるように配慮するとともに、(2)に規定する発達障害者支援マネージャーを通じてモデル事業の実施者に対して適切な指導・助言を行う。

(2) 発達障害者支援マネージャーの配置

ア 発達障害者支援マネージャーの配置の目的、資格等

モデル事業の進行管理及び委員会とモデル事業実施者との調整等を行うことを目的として、看護師、保健師、社会福祉士等で、発達障害児（者）等に対する支援について相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と認められる者を発達障害者支援マネージャー（以下「マネージャー」という。）として1名を専従で配置する。

イ 発達障害者支援マネージャーの業務

マネージャーは、以下の業務を実施する。

- (ア) 委員会におけるモデル事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行う。
- (イ) モデル事業の実施に際して、委員会とモデル事業の実施者との連絡調整役として積極的に指導・助言及び報告を行う。
- (ウ) 発達障害児（者）の支援に関わる各種病院、保健センター、障害福祉サービスを行う事業所、就労支援機関、学校等の関係機関及びその職員との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の実情把握に努める。

(3) 発達障害者支援モデル事業の実施

ア モデル事業の実施内容

発達障害児（者）の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援手法を開発するため、以下に掲げるモデル事業を実施する。

(ア) 幼児発達支援手法の開発モデル事業

発達障害児に対して効果的な発達支援を早期（就学前）に行い、その効果を検証することにより、幼児発達支援手法の開発を行う。

(イ) 発達障害児などの家族支援プログラムの開発モデル事業

発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援を行い、その効果を検証することにより、家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の開発を行う。

(ウ) 地域生活を円滑に行うための成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発モデル事業

発達障害児（者）の行動障害や二次障害を早期に発見し、地域で安定した生活を送るための支援を行い、その効果を検証することにより、成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発を行う。

(エ) 社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発モデル事業

発達障害児（者）の基本的なコミュニケーション支援など社会適応のための支援を行い、その効果を検証することにより、社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発を行う。

イ 発達障害者支援センターとの関係

モデル事業は、地域に密着した発達障害児（者）の成長を支援し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見・人材等を求めるなど連携して事業を実施する。

ウ 発達障害者支援体制整備事業等との関係

モデル事業の実施に当たって、埼玉県発達障害者支援体制整備事業の発達障害者支援コーディネーター、埼玉県特別支援教育推進事業におけるコーディネーターとの連絡を密にし、相乗効果が得られるよう工夫する。

エ 留意事項

(ア) モデル事業は、障害者自立支援法に規定されているサービスなど既存の資源を活用して行う。

(イ) 実施するモデル事業の内容及び計画については、県内の市町村への普及や新たな支援手法の開発を目指すものとする。

(ウ) モデルの事業の選定に当たっては地域内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村等とする。

(エ) 各種支援等の実施に当たっては、当事者や家族に事業の趣旨・内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮する。

オ 個人情報の保護

モデル事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、事業の全部又は一部を市町村等に委託する場合には、当該市町村等に対して個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

資料 1-2

埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会設置要領

埼玉県発達障害者支援開発事業実施要綱の3の(1)に基づき、埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

1 目的

県内の発達障害児(者)の支援ニーズや体制整備の状況を勘案し、発達障害児(者)の実態を把握し、成長段階に応じた一貫した支援の手法を開発する。

2 検討事項

- (1) 県内のニーズや体制整備の状況を勘案し、発達障害児(者)の実態を把握し、発達障害者支援モデル事業(以下「モデル事業」という。)の実施計画を策定する。
- (2) モデル事業を実施する市町村(さいたま市を除く)、社会福祉法人及び特定非営利活動法人(NPO法人)等を指定する。
- (3) モデル事業の実施者に対し、実施状況等に関する報告を求め、評価、取りまとめを行い、発達障害児(者)の成長段階に応じた支援方法を開発する。
- (4) モデル事業実施に当たってはその成果が十分得られるように配慮するとともに、発達障害者支援マネージャーを通じてモデル事業の実施者に対して適切な指導・助言を行う。
- (5) その他必要事項

3 構成

委員会は、福祉部長が依頼する委員をもって構成する。

4 委員長

- (1) 委員会には委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

5 作業部会

委員会の検討事項の整理、その他委員長からの指示のあった事項を処理するため作業部会を設置することができる。

6 会議

- (1) 委員会は委員長が招集する。
- (2) 委員長は必要と認める者の出席を求めることができる。
- (3) 委員会は必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができる。

7 任期

委員の任期は、依頼の日から発達障害者支援開発事業終了年度末の末日とする。

8 事務局

委員会の庶務は、障害者福祉推進課が行う。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

資料 1-3

埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 委員名簿

【平成19年度】

(敬称略)

| 分野 | 機関名 | 役職 | 氏名 |
|------------|--------------------------|------------------|-------|
| 医師 | 社会福祉法人毛呂病院光の家 | 副施設長 | 鈴木 郁子 |
| 学識経験者 | 文教大学大学院 | 教授 | 谷口 清 |
| 関係機関 | 埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」 | センター長 | 藤平 俊幸 |
| 関係団体 | 日本発達障害ネットワーク埼玉 | 代表 | 須田 初枝 |
| 関係機関 | 社会福祉法人毛呂病院光の家 | 保育士 | 北村 秋子 |
| 関係 行政機関 | 毛呂山町保健センター | 健康係長 | 村田 早苗 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県坂戸保健所 | 保健予防推進 担当課長 | 南 伊津子 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県川越児童相談所 | 心理・家族支援 担当部長 | 豊澤 義紀 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県立総合教育センター | 特別支援教育担当 指導主事 | 小林 松司 |
| 県 (事務局) | 埼玉県福祉部障害者福祉課 | 課長 | 奥沢 信一 |

【平成20年度】

(敬称略)

| 分野 | 機関名 | 役職 | 氏名 |
|------------|----------------------------|----------------------|-------|
| 学識経験者 | 文教大学大学院 | 教授 | 谷口 清 |
| 医 師 | 社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター | 施設長 | 許斐 博史 |
| 関係団体 | 日本発達障害ネットワーク埼玉 | 代表 (埼玉県自閉症協会会長) | 小材由美子 |
| 関係団体 | 日本発達障害ネットワーク埼玉 | 埼玉親の会「麦」 小学生パート代表 | 植木 佳子 |
| 関係団体 | 朝霞市立泉水保育園 | 主任保育士 | 片桐 詩子 |
| 関係団体 | 学校法人梅澤学園わかほ幼稚園 | 園長 | 梅澤 眞理 |
| 関係機関 | 社会福祉法人昴 こども発達センターハローキッズ | 所長 | 高澤 守 |
| 関係 行政機関 | 北本市保健福祉部健康づくり課 | 主幹 | 八巻美津代 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県立総合教育センター | 指導主事 (兼) 所員 | 小林 松司 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県福祉部子育て支援課 | 副課長 | 霞 悦雄 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県総務部学事課 | 主幹 | 萩 豊 |
| 県 (事務局) | 埼玉県福祉部障害者福祉課 | 課長 | 奥沢 信一 |

【平成21年度】

(敬称略)

| 分野 | 機関名 | 役職 | 氏名 |
|------------|----------------------------|--------------------|-------|
| 学識経験者 | 文教大学大学院 | 教授 | 谷口 清 |
| 医 師 | 社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター | 施設長 | 許斐 博史 |
| 関係団体 | 日本発達障害ネットワーク埼玉 | 代表 (埼玉県自閉症協会会長) | 小材由美子 |
| 関係団体 | 日本発達障害ネットワーク埼玉 | 埼玉親の会「麦」 副代表 | 土橋 英子 |
| 関係団体 | 朝霞市立泉水保育園 | 主任保育士 | 片桐 詩子 |
| 関係団体 | 学校法人梅澤学園わかほ幼稚園 | 園長 | 梅澤 眞理 |
| 関係機関 | 社会福祉法人昴 こども発達センターハローキッズ | 所長 | 高澤 守 |
| 関係 行政機関 | 北本市保健福祉部健康づくり課 | 主幹 | 八巻美津代 |
| 関係機関 | 埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」 | センター長 | 藤平 俊幸 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県教育局県立学校部 特別支援教育課 | 主任指導主事 | 原口 政明 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県保健医療部 健康づくり支援課 | 主幹 | 戸森 良江 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県福祉部子育て支援課 | 副課長 | 霞 悦雄 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県総務部学事課 | 主幹 | 関 直樹 |
| 関係 行政機関 | 埼玉県福祉部障害者自立支援課 | 主幹 | 磯山 道則 |
| 県 (事務局) | 埼玉県福祉部障害者福祉推進課 | 課長 | 渋谷 宏明 |

資料 1-4

埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 開催状況

【平成19年度】

| 第1回 | |
|--|---|
| 平成19年11月26日(月) 9:30~11:30 埼玉会館4A会議室 | |
| 議事 | (1) 発達障害者支援開発事業の概要について (2) モデル事業実施者の指定について (3) モデル事業実施者のこれまでの取組について (4) アセスメント方法について |
| 第2回 | |
| 平成20年2月5日(火) 10:00~12:00 埼玉会館4A会議室 | |
| 議事 | (1) 発達障害者支援モデル事業の報告 ○毛呂病院光の家 ○発達障害者支援センター「まほろば」 (2) 発達障害者支援モデル事業の検証 |
| 第3回 | |
| 平成20年3月24日(月) 10:00~12:00 埼玉教育会館303 | |
| 議事 | (1) 発達障害者支援モデル事業の報告 ○毛呂病院光の家 ○発達障害者支援センター「まほろば」 (2) 発達障害者支援モデル事業の検証と取りまとめ |

【平成20年度】

| 第1回 | |
|--|---|
| 平成20年7月31日（木）14：00～16：00 埼玉会館3B会議室 | |
| 議事 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 発達障害者支援開発事業の概要について (2) 平成19年度発達障害者支援開発事業について (3) 平成20年度発達障害者支援開発事業について <ul style="list-style-type: none"> ○モデル事業の全体計画について ○モデル事業実施者の指定について ○モデル事業実施スケジュールについて |
| 第2回 | |
| 平成20年11月20日（木）14：00～16：00 埼玉県県民健康センター3階中会議室 | |
| 議事 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1回企画・推進委員会の概要について (2) 発達障害者支援開発事業 中間報告 <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援センター「まほろば」 ○社会福祉法人毛呂病院光の家 (3) 発達障害者支援開発事業 実施内容の検証 |
| 第3回 | |
| 平成21年2月9日（月）14：00～16：00 埼玉会館5B会議室 | |
| 議事 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 発達障害者支援モデル事業の報告 <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援センター「まほろば」 ○社会福祉法人毛呂病院光の家 (2) 発達障害者支援モデル事業の評価・検証、とりまとめ |

【平成21年度】

| 第1回 | |
|--|--|
| 平成21年7月24日（金）10：00～11：30 埼玉会館6B会議室 | |
| 議事 | (1) 平成21年度発達障害者支援モデル事業について ①事業概要およびこれまでの経過について ②モデル事業実施者の指定および事業計画について |
| 第2回 | |
| 平成21年11月20日（金）14：00～16：00 埼玉会館5B会議室 | |
| 議事 | (1) 平成21年度発達障害者支援モデル事業 中間報告 ○社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター (2) 平成21年度発達障害者支援モデル事業 実施内容の評価・ 検証 |
| 第3回 | |
| 平成22年2月5日（金）14：00～16：00 埼玉会館5B会議室 | |
| 議事 | (1) 平成21年度発達障害者支援モデル事業 実施内容の報告 ○社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター (2) 発達障害者支援モデル事業 実施内容の評価・検証、とりま とめ |

資料 1-5

障害児等療育支援事業の概要

1 事業の目的

在宅障害児（者）の地域での生活を支えるため、身近な所で療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、療育機能を支援する地域の療育機関との重層的な連係を図り、障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的とする。

<対象者>

重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児

2 事業内容

(1) 療育等支援施設事業

① 趣旨

在宅障害児（者）の地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図り、在宅障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図る。

② 事業内容等

実施施設をあらかじめ指定し、次の3つの事業を実施する。

・在宅支援訪問療育等指導事業

相談・指導を担当する職員が複数で、支援を希望する障害児（者）の家庭を訪問し相談・指導を行う。

・在宅支援外来療育等指導事業

希望する障害児（者）及び保護者が、実施施設へ来所し相談・指導を行う。

・施設支援一般指導事業

児童デイサービス事業所、障害児保育を実施する保育所等の職員に対して療育に関する指導を行う。

③ 実施施設 15か所（平成21年4月1日現在） *さいたま市は除く

- ・川口市 「川口市・鳩ヶ谷市地域生活支援センター」
- ・（福）埼玉県社会福祉事業団 「障害者生活支援センターあげお」
- ・（福）一粒 「生活相談支援センターしゃろーむ」
- ・（福）朝霞地区福祉会 「みつばすみれ学園」
- ・（福）藤の実会 「さぽっと」
- ・（福）毛呂病院 「光の家地域相談室」

- ・ (福) 昴 「ハローキッズ」
- ・ (福) 清心会 「秩父市障がい者総合支援センターフレンドリー」
- ・ (福) 梨花の里 「障害者生活支援センターさわやか」
- ・ (福) いこいの里 「障害者生活支援センター歩歩」
- ・ (福) 共愛会 「北埼玉障害者生活支援センター」
- ・ (福) 東埼玉 「埼玉葛南障害児者療育支援センター」
- ・ (福) とともに福祉会 「障害児(者)生活支援ルームとともに」
- ・ (福) 埼玉県社会福祉事業団 「そうか光生園」
- ・ (福) 啓和会 「埼玉葛北障害者生活支援センター」

(2) 療育拠点施設事業

① 趣旨

この事業は、専門的な療育機能を有する施設が、支援施設等の障害児(者)施設と療育機能の連携を図り、在宅障害児(者)及びその家族に対し専門的な支援を行う。

② 事業内容等

実施施設をあらかじめ指定し、次の2つの事業をすべて実施する。

- ・ 施設支援専門指導事業
- ・ 在宅支援専門療育指導事業

③ 実施施設

(福) 埼玉県社会福祉事業団 「嵐山郷」

資料 2-1

巡回療育相談 対象保育所・幼稚園

| 保育所・幼稚園 | 市町村名 | 保育所・幼稚園名 | 園児数 | 保育士・幼稚園教諭数 ※()は非常勤 | 巡回担当者 |
|---------|------|----------|-----|------------------------|-----------|
| 保育所 | 鶴ヶ島市 | 菜の花 | 34 | 7(4) | 作業療法士(1名) |
| | | 第2はちの巣 | 70 | 22 | 医師(1名) |
| | 毛呂山町 | 若草 | 66 | 14 | 保育士(1名) |
| | | 旭台 | 77 | 13 | 作業療法士(1名) |
| | | みどり | 67 | 16(4) | 保育士(1名) |
| | | 養光 | 143 | 23 | 作業療法士(2名) |
| | 鳩山町 | ひばり | 127 | 9(3) | 作業療法士(1名) |
| | 日高市 | 開栄 | 96 | 14(4) | 作業療法士(1名) |
| | | 高根 | 121 | 13(5) | 作業療法士(1名) |
| | | 高麗川 | 114 | 23 | 保育士(2名) |
| | | 高麗 | 104 | 13(8) | 作業療法士(1名) |
| | | 高萩 | 127 | 12(4) | 保育士(1名) |
| | | 日高こどもえん | 68 | 20 | 作業療法士(1名) |
| | 飯能市 | 加治東 | 105 | 9(15) | 保育士(1名) |
| | | 原市場 | 56 | 3(7) | 保育士(2名) |
| | 坂戸市 | 東坂戸 | 134 | 17(11) | 作業療法士(1名) |
| | | 坂戸 | 126 | 16(15) | 作業療法士(1名) |
| | | 薬師 | 102 | 17 | 作業療法士(1名) |
| 溝端 | | 152 | 20 | 作業療法士(1名) | |
| 千代田 | | 139 | 34 | 保育士(1名) | |
| 幼稚園 | 坂戸市 | かなやま | 173 | 11(3) | 保育士(1名) |
| | | 末広 | 231 | 15 | 作業療法士(1名) |
| | 毛呂山町 | ときわぎ | 154 | 7(6) | 医師(1名) |
| | | 愛仕 | 67 | 12 | 医師(1名) |
| | 鳩山町 | 鳩山 | 70 | 12 | 保育士(2名) |
| | 日高市 | 日高富士見台 | 203 | 28(7) | 作業療法士(1名) |
| フレンド | | 160 | 15 | 保育士(2名) | |

資料2-2

① 環境アセスメントシート

保育所・幼稚園名 _____ 記入者名 _____ 記入日 年 月 日
 児童名 _____ (男・女) 生年月日 年 月 日 年齢 歳 ヶ月
 家族 _____ 診断名等 _____

* 環境アセスメントシート判断基準をもとに、該当する数字に○をつけ、各々の項目の()に理由・具体的状況を記入してください。
 * 環境アセスメントシート判断基準に当てはまる基準がない場合は、安易に「不明」とするのではなく、できる限り近い基準に付けてください。
 * 「1」、「5」を評定する場合は、「全くない」もしくは「完全である」等と評定できる場合に限りです。

| 家庭環境に関すること | | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|---|----|
| ア 父親の子どもの障害に対する理解度合い | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| イ 母親の子どもの障害に対する理解度合い | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| ウ 父親の子どもの受入度合い | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| エ 母親の子どもの受入度合い | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| オ 父親の障害の有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| カ 母親の障害の有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| キ 父母の関係 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| ク 本人と兄弟姉妹の関係 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| ケ 親族の障害の理解と親族との関係 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |

| | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|----|
| コ 家庭内での育児・介護の有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| サ 家庭内トラブルの有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| シ 家庭の経済状況 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| ス 住宅環境 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |

| 社会資源の利用等に関すること | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|----|
| ア 乳幼児健康診査の受診状況 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| イ 母子保健のサポートの有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| ウ 医療(療育)サポートの有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| エ 保護者へのサポートの有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| オ 本人の集団参加 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| カ 本人の理解者の有無 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| キ 保護者の近隣との関係 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |
| ク 本人の友人関係について | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 不明 |
| (理由・具体的状況: | | | | | |) |

環境アセスメントシート判断基準

| |
|---|
| 家庭環境に関すること |
| ア 父親の子どもの障害に対する理解度合い |
| 5 障害に対する理解が十分あり、それに応じた対応が十分できている |
| 4 障害に対する理解はある程度あり、それに応じた対応ができている |
| 3 障害名は分かっているが、それに応じた対応が十分ではない |
| 2 障害名を知らない、障害に対する理解が全くない |
| 1 障害を理解しようとししない |
| イ 母親の子どもの障害に対する理解度合い |
| 5 障害に対する理解が十分あり、それに応じた対応が十分できている |
| 4 障害に対する理解はある程度あり、それに応じた対応ができている |
| 3 障害名は分かっているが、それに応じた対応が十分ではない |
| 2 障害名を知らない、障害に対する理解が全くない |
| 1 障害を理解しようとししない |
| ウ 父親の子どもの受入度合い |
| 5 障害について理解し、障害のある子ども自身を受け入れている |
| 4 障害について理解は十分ではないが、子ども自身を受け入れている |
| 3 障害のある子どもを受け入れられずにいる |
| 2 子ども自身を受け入れられずにいる |
| 1 子ども自身を拒否している、虐待している |
| エ 母親の子どもの受入度合い |
| 5 障害について理解し、障害のある子ども自身を受け入れている |
| 4 障害について理解は十分ではないが、子ども自身を受け入れている |
| 3 障害のある子どもを受け入れられずにいる |
| 2 子ども自身を受け入れられずにいる |
| 1 子ども自身を拒否している、虐待している |
| オ 父親の障害の有無 |
| 5 障害なし |
| 4 障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)があるが、子育てには影響がない |
| 3 子育てに多少の影響がある程度の障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)がある |
| 2 子育てに影響がある程度の障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)がある |
| 1 子育てに多大な影響がある程度の障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)がある |
| カ 母親の障害の有無 |
| 5 障害なし |
| 4 障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)があるが、子育てには影響がない |
| 3 子育てに多少の影響がある程度の障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)がある |
| 2 子育てに影響がある程度の障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)がある |
| 1 子育てに多大な影響がある程度の障害(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害)がある |

| |
|---|
| キ 父母の関係 |
| 5 父母は協力的で、役割を柔軟に取ることができる等両親機能がうまくいっている |
| 4 父の育児参加は限定されているが、母を支えている |
| 3 父は仕事、母は家事・育児と役割が固定されて、協力はあまり得られていない |
| 2 父母関係は悪い |
| 1 DVがあるなど、父母関係に大きなトラブルを抱えている |
| ク 本人と兄弟姉妹の関係 |
| 5 兄弟姉妹との関係は良好である |
| 4 兄弟姉妹との関係は問題ない |
| 3 兄弟姉妹との関係は多少問題がある |
| 2 兄弟姉妹との関係は悪い |
| 1 兄弟姉妹との関係は非常に悪い |
| ケ 親族の障害の理解と親族との関係 |
| 5 障害に対する理解が十分あり、日常的に父母へのサポートをしている |
| 4 障害に対する理解もあり、時々父母へのサポートもできている |
| 3 障害に対する理解はある程度あり、父母の相談にのるなど支えになっている |
| 2 障害に対する理解がある親族がいない |
| 1 親族との葛藤がある |
| コ 家庭内での育児・介護の有無 |
| 5 家庭内で本人以外に育児や介護が必要な者はいなく、本人に集中ができる |
| 4 家庭内に本人以外に育児や介護が必要な者がいるが、負担を感じるほどではない |
| 3 家庭内に本人以外に育児や介護が必要な者がいて、負担となっている |
| 2 家庭内に本人以外に育児や介護が必要な者がいて、非常に負担となっている |
| 1 家庭内に本人以外に育児や介護が必要な者がいて、本人は気にかけていない |
| サ 家庭内トラブルの有無 |
| 5 家庭内にトラブルはない |
| 4 家庭内にトラブルは抱えていたが、解決した |
| 3 家庭内にトラブルを抱えているが、家庭に支障はない |
| 2 家庭内にDV、アルコール問題、借金などのトラブルを抱えており、家庭が機能していない |
| 1 家庭内にDV、アルコール問題、借金などのトラブルを抱えており、家庭が全く機能していない |
| シ 家庭の経済状況 |
| 5 経済的には余裕がある |
| 4 経済的な問題はない |
| 3 経済的に多少困窮している |
| 2 経済的に困窮し、トラブルを抱えている |
| 1 経済的に非常に困窮し、多くのトラブルを抱えている |
| ス 住宅環境 |
| 5 子どもの障害に配慮した住宅環境を整備している |
| 4 住宅環境は整っている |
| 3 住宅環境は特段問題ない |
| 2 住宅環境は多少改善が必要である |
| 1 住居が狭く、乱雑であり、環境は非常に劣悪である |

| |
|--|
| 社会資源の利用等に関すること |
| ア 乳幼児健診の受診状況 |
| 5 必要な健診は全て受診し、その後、適切な行動を十分取っている |
| 4 必要な健診は全て受診し、その後、適切な行動を取っている |
| 3 必要な健診は全て受診している |
| 2 健診を受けていないことがあった |
| 1 健診を全く受けていない |
| イ 母子保健のサポート |
| 5 親子教室の利用、保健師の関わりを持つ等必要な母子保健のサポートを受け、非常に良い影響となっている |
| 4 必要な母子保健のサポートを受け、良い影響となっている |
| 3 必要な母子保健サポートを受けている |
| 2 母子保健サポートを受けているが、悪影響となる要素がある |
| 1 母子保健サポートが必要であるが、全く受けていない、拒否している |
| ウ 医療(療育)サポート |
| 5 必要な医療(療育)サポートを受けており、家族・本人にとって非常に良い影響となっている |
| 4 必要な医療(療育)サポートを受けており、本人にとって良い影響となっている |
| 3 必要な医療(療育)サポートを受けている |
| 2 医療(療育)サポートを受けているが、過剰である等本人にとって悪影響となっている |
| 1 医療(療育)サポートを全く受けていない、拒否している |
| エ 保護者へのサポート |
| 5 親自身が当事者団体やピアカウンセリング等のサポートを受けており、非常に良い影響となっている |
| 4 親自身が当事者団体やピアカウンセリング等のサポートを受けており、良い影響となっている |
| 3 親自身に当事者団体やピアカウンセリング等に代わるサポートを受けている |
| 2 親自身が当事者団体やピアカウンセリング等のサポートを受けているが、悪影響となっている |
| 1 親自身が他者からのサポートを拒否している |
| オ 本人の集団参加 |
| 5 保育所・幼稚園、もしくはそれに代わる集団に参加し、集団とも良好な関係を築いている |
| 4 保育所・幼稚園もしくはそれに代わる集団に参加している |
| 3 保育所・幼稚園もしくはそれに代わる集団に参加しているが、集団先でトラブルを抱えている |
| 2 保育所・幼稚園もしくはそれに代わる集団に参加していたが、トラブル等によりやめてしまった |
| 1 集団参加を拒否している |
| カ 本人の理解者の有無 |
| 5 個人的に本人を気遣っている知人、親族、関係者等がいて、本人に良い影響となっている |
| 4 個人的に本人を気遣っている知人、親族、関係者等がいる |
| 3 個人的に気遣っている者はいないが、親が十分に支えている |
| 2 本人にとって悪影響となる者がある |
| 1 本人が孤立している |

| |
|--|
| キ 保護者の近隣との関係 |
| <ul style="list-style-type: none"> 5 養育の援助をしてくれる友人がいる 4 相談にのるなど支えてくれる友人がいる 3 子どものことは話していないが、近隣との日常的なつき合いはある 2 近隣とのトラブルがありストレスになっている 1 近隣とは交流がなく孤立している |
| ク 本人の友人関係について |
| <ul style="list-style-type: none"> 5 近隣に親しい友人がいて密接に交流している 4 友人がいて適度に交流している 3 行事等の際には友人と交流がある 2 友人とは公園等で顔を合わす程度である 1 友人が全くいなく、家の中に閉じこもっている |

資料2-3

② 気になる行動確認リスト

茨城県発達障害児スクリーニングマニュアル検討委員会 作成

「子どもの気になる行動確認マニュアル～発達障害児の支援のために～保育所・幼稚園用」(改訂版)より抜粋

保育所・幼稚園名 _____

児童名 _____ (男・女) 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 年齢 _____ 歳 _____ ヶ月

家族 _____ 診断名等 _____

* あてはまる場合は、□にチェックをしてください。

* 日付を書いて、経過を追って確認してください。

| | 確認項目 | 気になる行動 | 回数 | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 本児の具体的な状況 およびその他の具体的 状況 |
|-------------------|-------------------------------------|--|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| | | | 日付 | / | / | / | |
| | | | 確認者 | | | | |
| ことば | 1 物の用途 が言えない。 | 1) 靴ってなににするものかな？ 2) 帽子ってなににするものかな？ 3) お箸ってなににするものかな？ 4) 本ってなににするものかな？ 5) 時計ってなににするものかな？(難易度高) 【確認の質問】 物の用途や目的を正しく伝えられるかどうかを 確認する。質問は「靴ってなあに？」「靴を知っ てるでしょう。靴ってなにかな」など変えてもよ いが、答えを暗示する質問はしない。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 2 比較概念 が答えら れない。 | 6) ゾウさんは大きい、アリさんは？ 7) お湯は熱い、氷は？ 8) 夏は暑い、冬は？ 9) 石は固い、タオルは？ 【確認の質問】 前の言葉との比較概念を答えられるかどうか を確認する。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| コミュニ ケーシ ョン | 3 会話が成 立しにく い。 | 10) 会話が一方的。 11) 自分の興味のあることだけを延々と話す。 12) 質問にオウム返しで答える。 13) 突然、関係のないことを話し始める。 14) その他 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 4 みんなに 出した指 示が理解 できない 。 | 15) 一斉に出した指示が理解できない。 16) 個別に出した指示が理解できない。 17) 先生の言うことを聞いてはいるが理解で きない。 18) 先生の言うことを理解しているが実行しな い。 19) その他 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------------------------|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| コミュニケーション | 5 | 必要以上に丁寧な言葉を使ったり、奇妙な話し方をすることがある。 | 20)親や友達に対しても丁寧な言葉(敬語)を使う。 〈例〉親や友達に対して遊びの場面で「うるさいです。もう少し静かにして下さい」など。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 21)一般的でない言い回しや大人びた難しい表現を使う。 〈例〉「大きな音はしみるから痛くて仕方がないんだ」などの独特の言い回しや「タイヤが“摩耗”して壊れちゃった」「この前“婚礼会場”(結婚式)に行ってきたよ」などの難しい表現など。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 社会性 | 6 | ルールの理解が遅い。 | 22)単調な抑揚のない声や、妙に高い声で話す。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 23)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | 24)友達とルールのある遊びができない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 25)きまりごとを繰り返し教えても守れない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 26)明らかに危険なことに対して恐怖心を抱かない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 7 | 自分の遊びにふけていることが多い。 | 27)ごっこ遊びができない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 28)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 29)一人遊びを好む。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 8 | 楽しみ、興味、達成感を他人と分かち合うことを自発的に求めることがない。 | 30)他の子どもたちの中に入れない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 31)奇妙な遊びに没頭する。 〈例〉蛇口をひねって水が流れるのを見つめ続ける。砂場で砂を集めては、こぼすことを繰り返す。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 32)独り言がある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 33)手をひらひらさせる、ぐるぐる回る、体を揺する、つま先立ちで歩く、などの奇妙な行動を繰り返す。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 9 | 行事や普段と違う活動のときに、みんなと一緒に行動ができない。 | 34)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 35)他の人たちに自分が興味のある物を見せる、持ってくる、指さすなどをしない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 36)こちらが愛情を示しても反応しない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 37)目と目を合わせることができない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| こだわり | | 38)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 39)慣れない場所に行くと、不安を示したり、中に入れないことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 40)入園式、運動会、遠足等の行事にスムーズに参加できない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 41)急な日程の変更や、急な環境の変化を極端に嫌がる。あるいは、パニックになる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | | 42)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|---------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| こだわり | 10 | 自分なりの独特な方法で物事を行わないと気が済まないことがある。 | 43)おもちゃの車など、物をきちんと一直線に並べずにはいられない。 44)パターン化された生活にこだわる(物の位置、食事、服装、通園路など)。 45)同じテーマについてしつこく質問したり話したりする。 46)特定の物に執着があり、それがないと落ち着かない。 47)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 11 | 他の子どもは興味を持たないようなことに、興味を持つ。 | 48)文字、数字、商標など機械的でパターンのなものに関心を示す。 49)図鑑やカタログ、ロゴなどを非常に好む。 50)興味のあることに関して、飛び抜けて高い能力を示す(記憶力、計算力など)。 51)特定の絵本やビデオの場面を、極端に怖がったり、逆に極端に好んだりする。 52)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 12 | かんしゃくやパニックを起こしてなかなか気が静まらない。 | 53)気に入らないことがあると、パニックになり、なかなか気が静まらない。 54)理由はわからないが、パニックになることがある。 55)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 多動・衝動性 | 13 | 落ち着きがない。 | 56)過度に走り回ったり、周囲のものに登ったり、あっちこっち動き回る。 57)1か所にいることができるが、手足や体をモゾモゾしたり、クネクネしたりする。 58)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 14 | 過剰にしゃべる。 | 59)おしゃべりが抑えられない。 60)自分の言いたいことを、相手の様子に構わず話しかける。 61)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 15 | 順番が待てないことが多い。 | 62)遊びの順番が守れない。 63)その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | | | |
|------|----|-----------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| 不注意 | 16 | ひとつのことに集中することが難しい。 | 64) 課題に集中し続けることが困難である。 65) 遊びが次から次へと変わる。 66) 気が散りやすい。 67) しばしばうわの空で、ボーッとしていることがある。 68) その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 17 | 人の話を聞いていないことが多い。 | 69) 言いたいことを一方的に話し、話題が飛ぶ。 70) 直接話しかけられたときに、しばしば聞いていないように見える。 71) 言われたことをすぐ忘れる。 72) その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 感覚過敏 | 18 | 偏食がひどかったり、光や音、匂いなどに過敏に反応する。 | 73) 偏食が激しい。 74) 光や視覚刺激に過敏である。 〈例〉人やテレビを見るときに横目で見ると。 75) 音に過敏である。 〈例〉赤ちゃんの泣き声を恐がる。風が吹く音でパニックになる。 76) 抱っこされたり、触られるのを嫌がる。 77) 匂いに敏感である。 78) その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 協調運動 | 19 | 不器用である。 | 79) ボールを片手で投げられない。 80) ボールを蹴ることができない。 81) 転びやすい。 82) お箸を使わせようとしてもうまくいかない(嫌がる)。 83) お遊戯や体操が苦手できこちない。 84) はさみ・のりの使用がきこちない。 85) その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

巡回療育相談 アンケート

保育所・幼稚園名 _____

1. 巡回療育相談を受けるまでに、発達障害児(気になる子)への対応について、
困難を感じたことはありますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- a) とても困難を感じていた。
- b) 少し困難を感じていた。
- c) 困難を感じていなかった。

2. 巡回療育相談はお役に立ちましたか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- a)役に立った。
- b)どちらとも言えない。
- c)役に立たなかった。

*「a)役に立った」の場合

どのようなことのお役に立ちましたか。あてはまるものに○を付けて下さい。(いくつでも可)

- a)子どもの実際の処遇の役に立った。
- b)子どもを医療機関につなげることができた。
- c)他の機関との連携が可能になった。(機関名: _____)
- d)家族との関係が良くなった。
- e)その他 (_____)

*「c)役に立たなかった」の場合

どのような点がお役に立ちませんでしたか。御意見をお聞かせ下さい。

* その他、巡回療育相談について御意見がありましたらお聞かせ下さい。

3. 巡回療育相談の頻度について、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- a)頻度が多すぎる。
- b)頻度は適当だった。
- c)頻度が少なすぎる。

* 巡回の頻度や時間数、時期について御意見をお聞かせ下さい。

4.「環境アセスメントシート」について

(1)お役に立ちましたか。あてはまるものに○を付けて下さい。

- a)役に立った。
- b)どちらとも言えない。
- c)役に立たなかった。

*「a)役に立った」の場合

どのようなことのお役に立ちましたか。あてはまるものに○を付けて下さい。(いくつでも可)

- a)子どもの状況を客観的に把握することができた。
- b)家族への対応がしやすくなった。
- c)他機関と情報の共有がしやすくなった。
- d)その他 ()

*「c)役に立たなかった」の場合

どのような点がお役に立ちませんでしたか。御意見をお聞かせ下さい。

(2)利用しにくい点はありませんでしたか。あてはまるものに○を付けて下さい。(いくつでも可)

- a)書き込むのに手間がかかった。
- b)内容が適切でなかった。(具体的には)
- c)その他 ()
- d)利用しにくい点はない。

*「環境アセスメントシート」について御意見をお聞かせ下さい。

5. 「気になる行動確認リスト」について

(1) お役に立ちましたか。あてはまるものに○を付けて下さい。

- a) 役に立った。
- b) どちらとも言えない。
- c) 役に立たなかった。

* 「a) 役に立った」の場合

どのようなことのお役に立ちましたか。あてはまるものに○を付けて下さい。(いくつでも可)

- a) 子どもの状況を客観的に把握することができた。
- b) 家族への対応がしやすくなった。
- c) 他機関と情報の共有がしやすくなった。
- d) その他 ()

* 「c) 役に立たなかった」の場合

どのような点がお役に立ちませんでしたか。御意見をお聞かせ下さい。

(2) 利用しにくい点はありませんでしたか。あてはまるものに○を付けて下さい。(いくつでも可)

- a) 書き込むのに手間がかかった。
- b) 内容が適切でなかった。(具体的には)
- c) その他 ()
- d) 利用しにくい点はない。

* 「気になる行動確認リスト」について御意見をお聞かせ下さい。

6. 今後について

(1) 継続した巡回療育相談を望みますか。あてはまるもの1つに○を付けて下さい。

- a) 望む。
- b) どちらとも言えない。
- c) 望まない。(理由 _____)

(2) 日常の保育業務に、今回利用したような書式を導入することを望みますか。

あてはまるものに○を付けて下さい。(いくつでも可)

- a) 「環境アセスメントシート」のような、家庭環境や社会資源の利用について確認する書式の導入を望む。
- b) 「気になる行動確認リスト」のような、子ども自身の発達について確認する書式の導入を望む。
- c) 「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」のような、他機関と連絡をとりあう書式の導入を望む。
- d) 上記とは別の書式の導入を望む。(具体的には _____)
- e) 書式を導入することは望まない。(理由 _____)

7. 発達障害児(気になる子)への支援について、実際の保育場面で困っていることを率直にお聞かせ下さい。

8. 保育所・幼稚園に対する専門機関からの支援について、御意見を率直にお聞かせ下さい。

御協力ありがとうございました。

埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会
社会福祉法人毛呂病院光の家療育センター

●平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業実施者

社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター

〒350-0495 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38

TEL : 049-276-1357

FAX : 049-295-5103

E-mail : hikari-ie@ca.wakwak.com

URL : <http://park2.wakwak.com/~hikari/>

【平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業 従事者】

| | |
|--------|-------|
| 施設長、医師 | 鈴木郁子 |
| 作業療法士 | 和地知子 |
| 作業療法士 | 山崎規幸 |
| 作業療法士 | 黒澤未来 |
| 作業療法士 | 成田侑子 |
| 作業療法士 | 重原彩乃 |
| 作業療法士 | 上田敏宏 |
| 保育士 | 北村秋子 |
| 保育士 | 斎藤たまみ |
| 保育士 | 飛永富士子 |
| 保育士 | 吉野あゆみ |
| 保育士 | 室橋 梢 |
| 保育士 | 川田明子 |
| 保育士 | 関口初恵 |

平成21年度埼玉県発達障害者支援開発事業報告書

平成22年3月 埼玉県発達障害者支援開発企画・推進委員会 発行

事務局：埼玉県 福祉部 障害者福祉推進課 障害福祉担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL：048-830-3567

FAX：048-830-4789